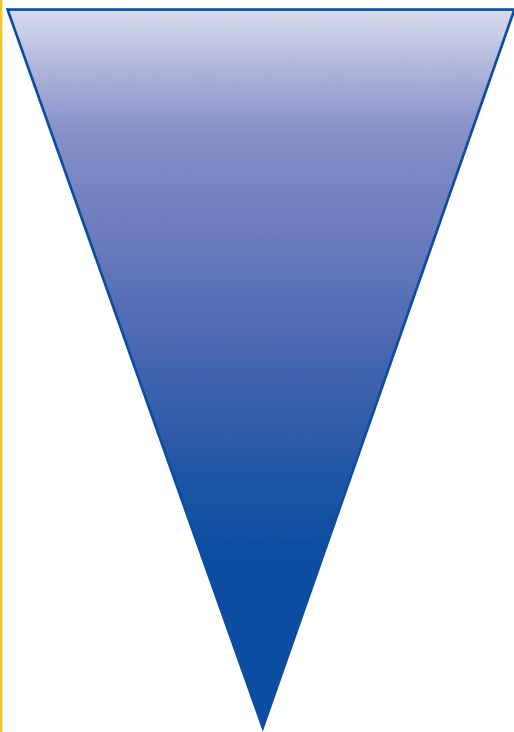


ハンドボール 競技規則

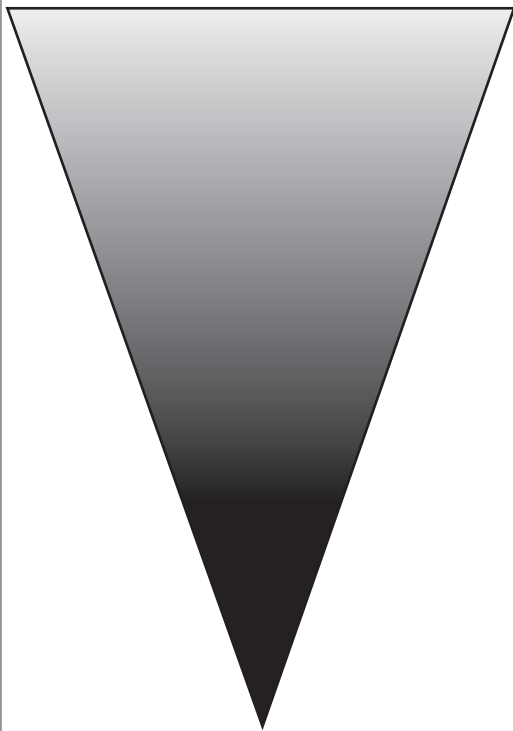
2010年版



(財)日本ハンドボール協会

ハンドボール 競技規則

2010年版



(財)日本ハンドボール協会

序 文

この競技規則を平成22年 7 月 1 日より施行する。

競技規則条文，注，ジェスチャー，競技規則解釈，交代地域規程，以上すべてを総合規則に包括する。

「コートとゴールに関するガイドライン」は、この内容を用いる人たちの便宜を図るため、単に競技規則書に収めただけのものであり、総合規則には含めない。

なお、文中で「1：1」は「1 の 1」を，「1：2a」は「1 の 2 (a)」をそれぞれ指す。

競 技 規 則

第 1 条 コート

- 1の1 コート (図 1 を参照) は長さ 40 m (小学生の場合は 36 m が標準), 幅 20 m の長方形で, 2 つのゴールエリア (競技規則 1 : 4, 第 6 条を参照) と 1 つのプレーイングエリアで構成される。長い辺をサイドラインと呼び, 短い辺のうちゴールポストの間をゴールライン, ゴールの両外側をアウターゴールラインと呼ぶ。

コートの周囲には, サイドラインに沿って幅 1 m 以上, ゴールラインの後方に幅 2 m 以上の安全地帯を設けなければならない。

一方のチームが有利になるように, コートの特性を変えてはならない。

- 1の2 両アウターゴールラインの中央にゴール (図 2a, 2b を参照) を設置する。床またはゴール後方の壁面に, ゴールをしっかりと固定しなければならない。ゴールは内りのりで高さ 2 m, 幅 3 m である。

ゴールポストを水平なクロスバーで連結する。ゴールポストの後面をゴールラインの後端に一致させる。ゴールポストとクロスバーの断面は 1 辺が 8 cm の正方形でなければならない。コートから見えるゴールポストとクロスバーの 3 つの面を対照的な 2 色で帯状に塗り, 背景からも目立つようにしなければならない。

ゴールに入ったボールがそのままゴールの中にとどまるように, ゴールにネットを張らなければならない。

- 1の3 コート上のすべてのラインは、そのラインが囲む領域に属する。ゴールポストの間のゴールラインは幅 8 cm (図 2a を参照)、それ以外の各ラインはすべて幅 5 cm である。

隣接する領域を区画するラインの代わりに、隣接する領域の床の色を変えることもできる。

- 1の4 各ゴールの前にゴールエリア (図 5 を参照) を置く。ゴールエリアライン (6 m ライン) はゴールエリアの境界を示し、次の要領で引く。

- (a) ゴールの正面に引いた長さ 3 m の直線：ゴールラインから (ゴールラインの後端からゴールエリアラインの前端まで測って) 6 m 離れたところに、ゴールラインと平行に引く。
- (b) 2 つの四分円弧：(ゴールポストの後内側の角を中心とした) 半径 6 m の円弧で、長さ 3 m の直線とアウターゴールラインを結ぶ (図 1, 2a を参照)。

- 1の5 フリースローライン (9 m ライン) は破線で、ゴールエリアラインより 3 m 外側に引く。線の長さも、その間隔も 15 cm である (図 1 を参照)。

- 1の6 7 m ラインは、ゴールの正面に引いた長さ 1 m の直線である。ゴールラインから (ゴールラインの後端から 7 m ラインの前端まで測って) 7 m 離れたところに、ゴールラインと平行に引く (図 1 を参照)。

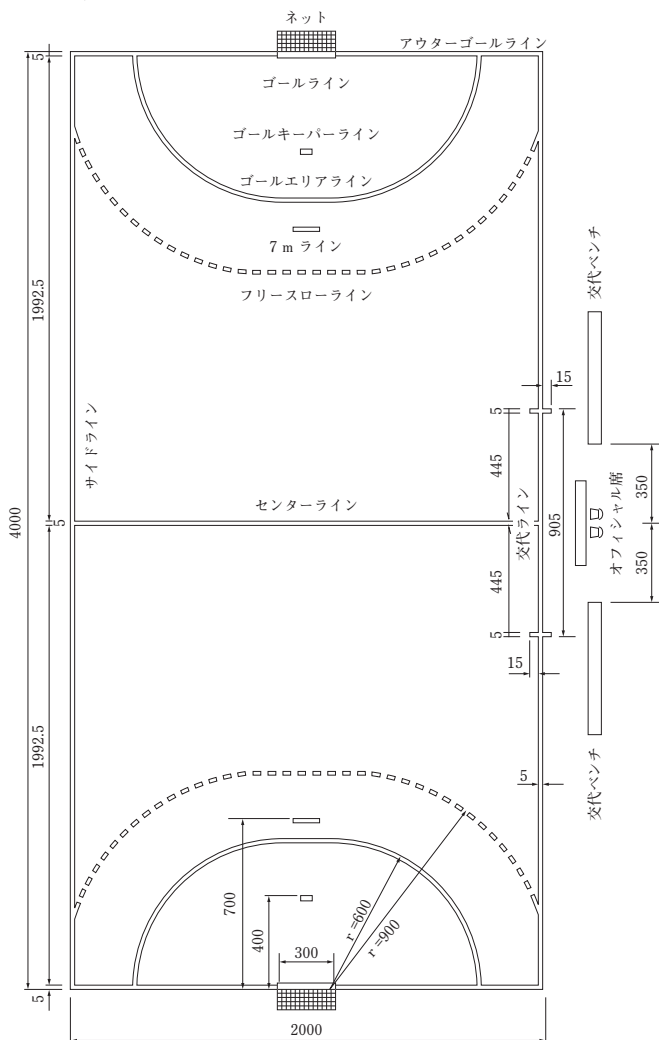
- 1の7 ゴールキーパーライン (4 m ライン) は、ゴールの正面に引いた長さ 15 cm の直線である。ゴールラインから (ゴールラインの後端から 4 m ラインの前端まで測って) 4 m 離れたところに、ゴールラインと平行に引く (図 1 を参照)。

1の8 センターラインは、両サイドラインの中点を結ぶ（図 1, 3 を参照）。

1の9 各チームの交代ラインは（サイドラインの一部で）、センターラインから 4.5 m の距離を示すポイントまでである。センターラインと平行に、サイドラインの内側と外側にそれぞれ 15 cm の長さで引いたラインで、交代ラインの終点を明示する（図 1, 3 を参照）。

【注】 「コートとゴールに関するガイドライン」（91～94ページ）に、コートとゴールについての基準を詳細に記載している。

図1 コート



コート：図5（94ページ）も参照

単位はセンチメートル

図 2a ゴール

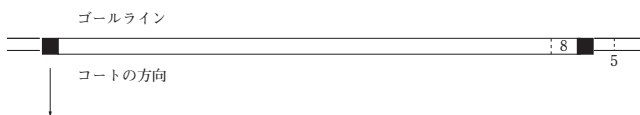
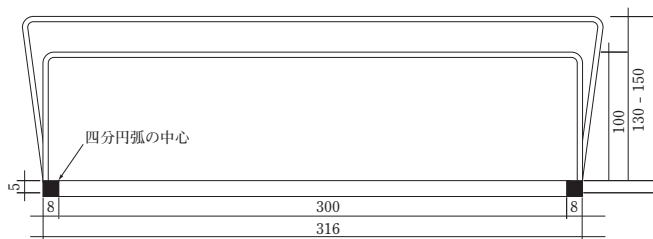
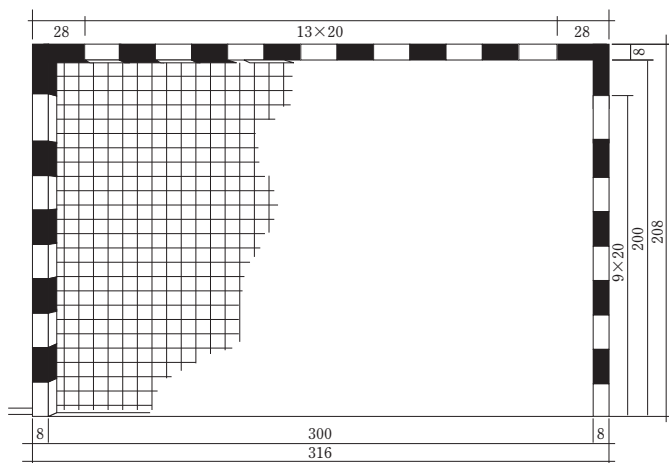


図 2b ゴールの側面図

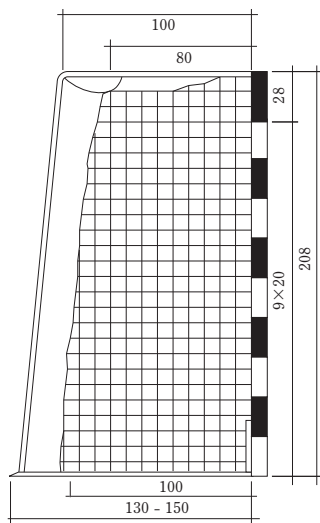
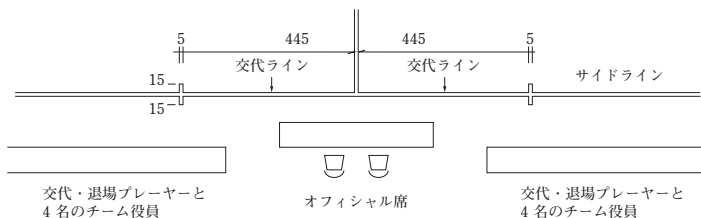


図3 交代ラインと交代地域



タイムキーパーとスコアラーが交代ラインを注視できるように、オフィシャル席と交代ベンチを設置しなければならない。交代ベンチよりもオフィシャル席をサイドラインに近づけるが、サイドラインより 50 cm 以上離さなければならない。

第 2 条 競技時間，終了合図，タイムアウト

競技時間

- 2の1 成年・高校生のチームの競技時間はすべて，前後半各 30 分が標準である。休憩時間は 10 分が標準である。

中学生の標準の競技時間は前後半各 25 分である。休憩時間は 10 分が標準である。

小学生の標準の競技時間は前後半各 15 分である。休憩時間は 5 分が標準である。

- 2の2 正規の競技時間が終了したときに同点で，勝敗を決定しなければならない場合は，5 分の休憩後に延長戦を行う。延長戦の競技時間は前後半各 5 分であり，1 分の休憩時間を入れる。

第 1 延長戦後も同点のときは，5 分の休憩後に第 2 延長戦を行う。第 2 延長戦の競技時間も前後半各 5 分であり，1 分の休憩時間を入れる。

それでもなお同点のときは，当該競技大会の規定により勝者を決定する。勝敗を決定するために 7 m スローコンテストを実施する場合は，以下の手順に従う。

【注】 勝敗を決定するために 7 m スローコンテストを実施する場合，競技時間の終了時点で退場中でないプレーヤー，および失格となっていないプレーヤーに参加資格が与えられる（4：1 第 4 段落）。各チームはプレーヤーを 5 名ずつ選出する。両チームのプレーヤーは，交互に各 1 投ずつスローを行う。チームはスローを行うプレーヤーの順番を予め決定しておく必要はない。ゴールキーパーは参加資格のあるプレーヤーの中から任意に選出でき，途中で交代することもできる。7 m スローを行うプレーヤーがゴールキーパーを兼ねることもできる。

レフェリーは使用するゴールを決定する。レフェリーはコイントスを行い，勝者が先投か後投かを選択する。両チームが最

初に 5 投ずつスローを終えてもなお同点であったためにスローを続行する場合、以降のスローは先投と後投のチームが入れ代わって行う。

このようにスローを続行する場合、各チームは再度 5 名を選出する。その 5 名全員または何名かのプレーヤーが 1 回目と重複してもよい。勝敗が決着するまで、この「5 名を 1 度に出す」方法を用いる。しかしながら、スローを続行している場合には、両チームが同数のスローを行った後に得点差がつけば、その時点で勝者は決定する（サドンデス方式）。

プレーヤーが著しくスポーツマンシップに反する行為をした場合、あるいはスポーツマンシップに反する行為を繰り返した場合には、失格となって以後の 7 m スローコンテストに参加できない（16：6e）。すでに選出された 5 名のうちのプレーヤーが失格となった場合には、チームは他のプレーヤーを選出しなければならない。

終了合図

- 2の3 最初のスローオフを合図するレフェリーの笛で、競技時間が開始される。公示時計による自動終了合図か、タイムキーパーの終了合図によって、競技時間が終了する。このような合図がない場合には、レフェリーは笛を吹いて競技時間が終了したことを知らせる（17：9）。

【注】 自動終了合図装置の付いた公示時計がない場合は、卓上時計またはストップウォッチを用い、タイムキーパーが終了を合図して競技を終わらせる（18：2 の第 2 段落）。

2の4 (延長戦も含めて前後半の) 終了合図の前に、あるいは終了合図と同時に行われた違反やスポーツマンシップに反する行為に対しては、たとえそれに伴うフリースロー (13:1) や 7 m スローが終了合図までに実施できなくても、罰則を適用しなければならない。

同様に、フリースローや 7 m スローを行っている最中に、あるいはスローされたボールがすでに空中にあるときに、ちょうど (延長戦も含めて前後半の) 終了合図があったならば、そのスローをやり直さなければならない。

どちらの場合にも、レフェリーはフリースローや 7 m スローを (再度) 行わせ、その直接の結果が確定してから競技を終了させなければならない。

2の5 競技規則 2:4 に記載したような状況でフリースローを (再度) 行うとき、プレーヤーの位置と交代に関する特別規定を設ける。すなわち、スローを行うチームのプレーヤー 1 名だけが交代を許される (通常の交代に関する競技規則 4:4 の例外規定)。これに違反した場合は、競技規則 4:5 の第 1 段落により罰則を適用する。さらに、スローを行うチームのプレーヤーは、相手チームのフリースローラインの外にいないだけでなく、スローを行うプレーヤーから 3 m 以上離れなければならない (13:7, 15:6, 競技規則解釈 1 も参照)。防御側プレーヤーの位置は、競技規則 13:8 に記載したとおりである。

2の6 2:4~5 のような状況でフリースローや 7 m スローを行うとき、プレーヤーとチーム役員の違反やスポーツマンシップに反する行為に対して、罰則を適用しなければならない。しかしながら、このようなスローの実施における違反に対しては、相手チームにフリースローを与えることができない。

2の7 タイムキーパーの（延長戦も含めて前後半の）終了合図が早すぎたと、レフェリーが判断したならば、プレーヤーをコートにとどまらせ、残りの時間を競技させなければならない。

早すぎた合図のあったときにボールを所持していたチームが、競技の再開に際してそのままボールを所持する。もし競技が中断中であつたならば、その状況に相応しいスローで競技を再開する。競技中であつたならば、競技規則 13：4a～b により、フリースローで競技を再開する。

（延長戦も含め）前半が遅れて終了したときには、その時間に応じて後半を短くしなければならない。もし（延長戦も含め）後半が遅れて終了した場合には、レフェリーは何も変更することができない。

タイムアウト

2の8 次の場合は、必ずタイムアウトを取らなければならない。

- (a) 2 分間退場、失格としたとき。
- (b) チームタイムアウトを認めたとき。
- (c) タイムキーパーまたはテクニカル・デレゲート（TD）から笛の合図があつたとき。
- (d) 競技規則 17：7 により、両レフェリーの協議が必要なとき。

他の場合にも、レフェリーは状況に応じてタイムアウトを取る（競技規則解釈 2 を参照）。

タイムアウト中の違反は、競技時間中の違反と同等に判定する（16：10）。

2の9 原則として、レフェリーがタイムアウトに伴って時計を止めるときと始動させるときを決定する。笛を短く3回吹いてジェスチャー15を用い、タイムキーパーに競技時間の中断を知らせる。

しかしながら、タイムキーパーやTDの笛の合図によって競技を中断せざるを得ない場合(2:8b~c)、タイムキーパーはレフェリーの確認を待たずに時計を止めなければならない。

タイムアウト後の競技の再開を示すため、必ず笛を吹かなければならない(15:5b)。

【注】 事実上、タイムキーパーやTDの笛の合図によって競技は中断される。たとえレフェリー(およびプレーヤー)が競技の中断にすぐ気づかなくても、笛の合図があった後のコート上の行動はすべて無効となる。これは、オフィシャル席の笛の合図があった後にボールがゴールの中に入っても、その得点は認められないことを意味する。同様に、チームに対して与えられたスロー(7mスロー、フリースロー、スローイン、スローオフ、ゴールキーパースロー)も無効となる。タイムキーパーかTDが笛を吹いたときの状況に相応しい方法により競技を再開する。(中断の典型的な理由はチームタイムアウトか不正交代であることに留意すべきである。)

しかしながら、タイムキーパーやTDの笛の合図があったからレフェリーがコート上の行動を止めるまでの間に判定された罰則はすべて有効である。違反の種類や罰則の重さにかかわらず、この罰則は適用される。

2の10 各チームは、正規の競技時間中の前半と後半に各1回ずつ、1分間のチームタイムアウトを取る権利がある。しかし、延長戦ではチームタイムアウトを取るができない。(競技規則解釈3)。

第3条 ボール

3の1 ボールには、天然皮革または合成の材質を用いる。ボールは球形でなければならない。表面は光沢があっても滑りやすくてもならない (17:3)。

3の2 チームの種別に応じて使用するボールの外周と重さを次のように規定する。

- ・ 成年・高校生の男子用のボール (J.H.A. 3 号球) は、外周 58～60 cm、重さ 425～475 g でなければならない。
- ・ 成年・高校生・中学生の女子用および中学生の男子用のボール (J.H.A. 2 号球) は、外周 54～56 cm、重さ 325～375 g でなければならない。
- ・ 小学生用のボール (J.H.A. 1 号球) は、外周 49.5～50.5 cm、重さ 255～280 g でなければならない。

【注】 すべての公式国内大会用のボールの基準については、(財)日本ハンドボール協会競技用具検定規程に記載している。

ミニハンドボール用のボールの外周と重さは、一般用の競技規則では規定しない。

3の3 競技のときはいつも、2 個以上のボールを用意しなければならない。競技中は予備のボールをオフィシャル席に置いておき、すぐに使用できるようにしておかなければならない。どのボールも、競技規則 3:1～2 の規定を満たしていなければならない。

3の4 予備のボールをいつ使用するかはレフェリーが決定する。この場合は、中断時間を最小限にとどめ、タイムアウトを避けるため、レフェリーは速やかに予備のボールを競技に用いなければならない。

第4条 チーム、交代、服装、負傷

チーム

4の1 チームは14名までのプレーヤーで構成される。

同時に7名までのプレーヤーがコートに出場できる。残りのプレーヤーは交代プレーヤーである。

全競技時間中、チームはコート上のプレーヤーのうち1名をゴールキーパーに指名しなければならない。ゴールキーパーとして認められているプレーヤーは、いつでもコートプレーヤーになることができる(8:5【注】第2段落)。同様に、コートプレーヤーも、いつでもゴールキーパーになることができる(ただし、競技規則4:4, 4:7を参照)。

競技の開始時に、チームは5名以上のプレーヤーを出場させなければならない。

延長戦を含めて競技中いつでも、プレーヤーの数を14名まで補充することができる。

一方のチームの出場プレーヤーが5名未満になったとしても、競技を続行することができる。競技を中止するかどうか、そしていつ中止するかについては、レフェリーが判断する(17:12)。

4の2 チームは競技中、4名までのチーム役員を置くことができる。チーム役員は、その競技の途中で交代することはできない。チーム役員のうち1名を「チーム責任者」として指名しなければならない。このチーム責任者だけが、タイムキーパーやスコアラー、場合によってはレフェリーと話すことができる(ただし、競技規則解釈3のチームタイムアウトを参照)。

通常、競技中にチーム役員がコートに入ることは許されない。この規則違反に対しては、スポーツマンシップに反する行為として、罰則を適用しなければならない(競技規則8:7, 16:1b, 16:3d, 16:6cを参照)。相手チームのフリースローによって競技を再開する(13:1a~b, ただし、競技規則解釈7を参照)。

競技の開始後は、競技への参加資格（4：3 参照）を持つチーム役員（4 名以下）とプレーヤー以外の者が交代地域に入らないよう、「チーム責任者」が管理する。この規定に違反した場合は、「チーム責任者」に罰則を段階的に適用する（16：1b, 16：3d, 16：6c）。

4 の 3 競技の開始時に競技場において、記録用紙に記載されているプレーヤーとチーム役員が、競技への参加資格を持つ。

競技の開始後に遅れて到着したプレーヤーやチーム役員は、タイムキーパーとスコアラーに参加資格の承認を受け、記録用紙にその旨を記載されなければならない。

参加資格のあるプレーヤーは、原則として自チームの交代ラインを通して、いつでもコートに入ることができる（ただし、競技規則 4：4, 4：6 を参照）。

チーム責任者は、競技への参加資格を持つプレーヤーだけを出場させるようにしなければならない。違反した場合は、スポーツマンシップに反する行為として「チーム責任者」に罰則を適用する（13：1a～b, 16：1b, 16：3d, 16：6c, ただし、競技規則解釈 7 を参照）。

プレーヤーの交代

4 の 4 交代しようとするプレーヤーがコートから出たならば、交代プレーヤーは、タイムキーパーやスコアラーに告げずに、いつでも何度でも（ただし、競技規則 2：5 を参照）コートに入ることができる（4：5）。

交代するプレーヤーは常に自チームの交代ラインを通してコートに出入りする（4：5）。ゴールキーパーの交代についても、この規定を適用する（4：7, 14：10 も参照）。

タイムアウト中にも、交代に関するこの規定を適用する（チームタイムアウト中を除く）。

【注】 「交代ライン」は、公正かつ合法的にプレーヤーが交代するためのものである。交代以外の状況、つまり有利になろうという意図が全くなくて他に悪影響を及ぼさない方法で、プレーヤーがサイドラインやアウトゴールラインをまたぐというような場合に、罰則を適用するためのものではない。例えば、交代ラインの範囲を少し越えたところを通して出てベンチでドリンクやタオルを手にする、あるいは退場となって潔くコートから出て行くときに 15 cm ラインのすぐ外側のサイドラインを通してベンチに戻る、というような状況である。戦術的にコート外を悪用する場合については、競技規則 7 : 10 に別掲している。

4の5 不正交代をしたプレーヤーは、2 分間退場となる。同じチームの 2 名以上のプレーヤーが一度に不正交代をした場合は、最初に違反したプレーヤーにだけ罰則を適用しなければならない。

この場合、相手チームのフリースローで競技を再開する (13 : 1a～b、ただし、競技規則解釈 7 を参照)。

4の6 交代ではなくてプレーヤーが余計にコートに入ったとき、あるいはプレーヤーが交代地域から不正に競技を妨害したときは、このプレーヤーを退場とする。このようにしてチームは、(余計に入ったプレーヤーがコートから出なければならないということとは別に) コート上のプレーヤーを次の 2 分間 1 名減らさなければならない。

2 分間退場中のプレーヤーがコートに入ったときは、さらに退場が加えられる。この退場は直ちに適用され、最初の退場と次の退場の重複する間、チームはコート上のプレーヤーをさらにもう 1 名減らさなければならない。

どちらの場合も、相手チームのフリースローで競技を再開する (13 : 1a～b、ただし、競技規則解釈 7 を参照)。

服 装

4の7 同じチームのコートプレイヤーは、全員同じユニホームを着用しなければならない。両チームのユニホームの配色とデザインは、互いにはっきりと判別できるものでなければならない。各チームのゴールキーパーとして出場するすべてのプレイヤーは、両チームのコートプレイヤーや相手チームのゴールキーパーと、はっきりと判別できる同色のユニホームを着用しなければならない (17:3)。

4の8 プレイヤーは、縦が 20 cm 以上の背番号と 10 cm 以上の胸番号を、シャツにつけなければならない。番号は大会規定で定められたものを用いなければならない。コートプレイヤーとしてもゴールキーパーとしてもプレーする場合、そのプレイヤーはどちらのポジションにいても同じ番号をつけなければならない。番号の色は、シャツの色やデザインとはっきり対比できなければならない。

4の9 プレイヤーはスポーツシューズを履かなければならない。

プレイヤーを危険にさらすようなものを身につけることは許されない。例えば、頭部用プロテクター、顔面用マスク、ブレスレット、腕時計、指輪、外から見えるピアス、ネックレスやチェーン、イヤリング、固定バンドをつけていない眼鏡、固いフレームの眼鏡など、プレイヤーを危険にさらすようなものすべてである (17:3)。

以上の要件を満たさないプレイヤーは、その問題点を正すまで出場を認められない。

突起のない指輪や小さなイヤリング、外から見えるピアスについては、他のプレイヤーに危険を及ぼすことはないと思われるような方法で被えば許可をしてよい。柔らかく伸縮性のある材質でできたヘアバンドやヘッドスカーフ、キャプテンマークは着用してもよい。

プレーヤーの負傷

- 4の10** 出血している、あるいは身体やユニホームに血液が付着しているプレーヤーは、止血して傷口を被い、身体とユニホームに付着した血液を拭き取るため、すぐに（通常の交代として）コートの外へ出なければならない。処置が完了するまで、プレーヤーはコートに戻るできない。

この規定に関するレフェリーの指示に従わないプレーヤーは、スポーツマンシップに反する行為をしたと見なす（8：7, 16：1b, 16：3d）。

- 4の11** 自チームの負傷したプレーヤーを救護するという特定の目的のために、参加資格（4：3を参照）のある者のうち2名に対し、タイムアウト中のコートへの入場許可（ジェスチャー15, 16）を、レフェリーは与えることができる。

2名が入場した後に余計な者がさらにコートに入った場合、それがプレーヤーであれば競技規則 4：6, 16：3aにより、チーム役員であれば 4：2, 16：1b, 16：3d, 16：6cにより、不正入場として罰則を適用する。競技規則 4：11 第1段落により、コートへの入場許可を与えられた者が、負傷したプレーヤーの救護に専念しないでプレーヤーに指示を出す、あるいは相手やレフェリーに言い寄る場合などは、スポーツマンシップに反する行為と見なす（16：1b, 16：3d, 16：6c）。

第 5 条 ゴールキーパー

ゴールキーパーには、次の行為が許される。

5の1 ゴールエリア内での防御動作において、身体のあらゆる部位でボールに触れること。

5の2 ゴールエリア内でボールを持ち、コートプレーヤーに適用される制限を受けずに動くこと（競技規則 7：2～4，7：7）。ただし、ゴールキーパーはゴールキーパースローを遅らせることは許されない（競技規則 6：4～5，12：2，15：5b）。

5の3 ボールを持たずにゴールエリアを離れ、プレーイングエリアで競技に参加すること。プレーイングエリアに出たゴールキーパーは、コートプレーヤーに適用されている規則に従うことになる。（8：5 の第 2 段落の状況を除く）

身体のだこか一部がゴールエリアラインの外側の床に触れた瞬間に、ゴールキーパーがゴールエリアから離れたと見なす。

5の4 ボールを十分にコントロールできていない状態で、ボールと共にゴールエリアを離れ、プレーイングエリアで再びプレーすること。

ゴールキーパーには、次の行為が許されない。

5の5 防御動作において、相手を危険にさらすこと（8：3，8：5，8：5 【注】，13：1b）。

- 5の6 コントロールしたボールを持ってゴールエリアを離れること。ゴールキーパースローを行うためにレフェリーが笛を吹いていた場合は、この行為に対してフリースローを判定する(6:1, 13:1a, 15:7の第3段落)。しかし、他の場合は単にゴールキーパースローを再度行わせる(15:7の第2段落)。ただし、ボールを手に持ってゴールエリアを越えたゴールキーパーがゴールエリアの外側でボールの所持を失った場合は、アドバンテージルールの解釈(15:7)を参照。
- 5の7 ゴールエリア内にいるゴールキーパーが、ゴールエリアの外側の床に止まっている、あるいは転がっているボールに触れること(6:1, 13:1a)。
- 5の8 ゴールエリアの外側の床に止まっている、あるいは転がっているボールをゴールエリアに取り込むこと(6:1, 13:1a)。
- 5の9 ボールを持って、プレーイングエリアからゴールエリアに再び入ること(6:1, 13:1a)。
- 5の10 プレーイングエリアの方に向かっているボールに、足の膝より下の部位で触れること(13:1a)。
- 5の11 7 m スローを行っている相手の手からボールが離れる前に、ゴールキーパーライン(4 m ライン)またはその延長線を踏み越えること(14:9)。

【注】 ゴールキーパーの片足がゴールキーパーライン(4 m ライン)上か、その後方にあれば、他方の足または身体の他のあらゆる部位を、空中でラインを越えて動かすことは許される。

第 6 条 ゴールエリア

6の1 ゴールエリアには、ゴールキーパーだけが入ることができる（ただし、6：3 を参照）。ゴールエリアはゴールエリアラインを含み、コートプレーヤーの身体のだこか一部が触れたとき、ゴールエリアに侵入したと見なす。

6の2 コートプレーヤーがゴールエリアに侵入したときは、次のように判定する。

- (a) ボールを所持しているチームのプレーヤーがボールを持ってゴールエリアに侵入した場合、およびボールを持たずに侵入し、これによって有利になった場合は、ゴールキーパースロー（12：1）。
- (b) 防御側チームのコートプレーヤーがゴールエリアに侵入して有利になったが、明らかな得点のチャンスを妨害していない場合はフリースロー（13：1b, 8：7f も参照）。
- (c) 防御側チームのコートプレーヤーがゴールエリアに侵入し、これによって明らかな得点チャンスを妨害した場合は 7 m スロー（14：1a）。「ゴールエリアに侵入する」とは、ゴールエリアラインに触れるということではなく、明らかにゴールエリア内に踏み込むことを意味する。

6の3 ゴールエリアに侵入しても、次の場合は違反とならない。

- (a) プレーヤーがボールをプレーした後にゴールエリアに侵入しても、相手が不利にならなかったとき。
- (b) 攻撃側または防御側チームのプレーヤーがボールを持たずにゴールエリアに侵入しても、有利にならなかったとき。

6の4 ゴールキーパーがゴールエリア内でボールを手でコントロールしているときは「競技の中断中」と見なす (12:1)。ゴールキーパースローを行って競技を続行しなければならない (12:2)。

6の5 ボールがゴールエリア内で転がっている間は、引き続き競技中である。ゴールキーパー側のチームがボールを所持している状態であり、そのゴールキーパーだけがボールに触れることができる。ゴールキーパーはボールを拾い上げ (その時点で競技は中断)、そして競技規則 6:4 と 12:1~2 により競技を続行させることができる (ただし、6:7b を参照)。ゴールキーパーの味方のプレーヤーが転がっているボールに触れた場合は、相手にフリースロー (13:1a) を与える (ただし、14:1a, 競技規則解釈 6c を参照)。相手チームのプレーヤーが触れた場合には、ゴールキーパースロー (12:1 (iii)) を行って競技を続行させる。

ボールがゴールエリア内に止まった時点で、競技は中断中となる (12:1 (ii))。ゴールキーパー側のチームがボールを所持している状態であり、そのゴールキーパーだけがボールに触れることができる。ゴールキーパーはボールを拾い上げて競技規則 6:4 と 12:2 により競技を続行させなければならない (ただし、6:7b を参照)。どちらのチームであっても他のプレーヤーがボールに触れた場合は、ゴールキーパースローを行って競技を続行させる (12:1 の第 2 段落, 13:3)。

競技規則 7:1, 7:8 をふまえた上で、ゴールエリア上の空間にあるボールに触れることができる。

6の6 防御動作中に防御側プレーヤーがボールに触れ、ゴールキーパーがそのボールをキャッチするか、ボールがゴールエリア内に止まってしまったときは、(競技規則 6:4~5 によりゴールキーパースローを行い) 競技を続行させる。

6の7 プレーヤーがボールを自陣のゴールエリア内に入れたときは、次のように判定する。

- (a) ボールがゴールに入ったときは、相手チームの得点。
- (b) ボールがゴールエリア内に止まるか、ゴールキーパーがボールに触れてボールがゴールに入らなかったときは、フリースロー (13 : 1a～b)。
- (c) ボールがアウトターゴールラインを越えて出たときは、スローイン (11 : 1)。
- (d) ボールがゴールキーパーに触れずに、ゴールエリアを通過してプレーイングエリアに戻ったときは、そのまま競技を続行。

6の8 ボールがゴールエリアからプレーイングエリアに戻ってきたときは、そのまま競技を続行する。

第7条 ボールの扱い方、パッシブプレー

ボールの扱い方

次の行為は許される。

7の1 (開いた状態または握った状態の) 手, 腕, 頭, 胴体, 大腿, 膝を使ってボールを投げること, キャッチすること, 止めること, 押すこと, あるいはたたくこと。

7の2 最長 3 秒間ボールを持つこと。ボールを床につけている状態もこれに含める (13 : 1a)。

7の3 ボールを持って最高 3 歩まで動くこと (13 : 1a)。次の場合に 1 歩動いたと見なす。

- (a) 両足を床につけて立っているプレーヤーが、片足をあげて再びその足をおろしたとき、あるいは片足を他の場所へ移動させたとき。
- (b) プレーヤーが片足だけを床につけていて、ボールをキャッチした後に他の足を床につけたとき。
- (c) ジャンプしたプレーヤーが片足で着地し、その後に片足でジャンプして着地するか、他の足が床についたとき。
- (d) ジャンプしたプレーヤーが両足で同時に着地し、その後に片足をあげて再びその足をおろしたとき、あるいは片足を他の場所に移動させたとき。

【注】 ボールを持ったプレーヤーが転倒して滑った後、立ち上がってプレーを続行することは違反ではない。これは、ボールに対して飛びついてボールを持った後、立ち上がってプレーを続行する際も同様である。

7の4 立っているとき、あるいは走っているときのボールの扱い方。

- (a) ボールを一度はずませ、再び片手または両手でつかむこと。
- (b) 片手でボールを繰り返し床にはずませ（ドリブル）、その後片手または両手でつかむこと、あるいは拾い上げること。
- (c) 片手でボールを繰り返し床の上で転がし、その後片手または両手でつかむこと、あるいは拾い上げること。
その後は、片手または両手でボールをつかんだ瞬間から、3歩以内かつ3秒以内にボールを離さなければならない（13：1a）。

プレーヤーが身体の一部でボールに触れ、そのボールを床の方に向けたとき、ボールをはずませることやドリブルが始まったと見なす。

ボールが他のプレーヤーかゴールに触れれば、プレーヤーはボールをはじいて、あるいははずませて再びボールをつかむことが許される（ただし、14：6を参照）。

7の5 一方の手から他方の手にボールを持ち換えること。

7の6 床に膝をついて、座って、あるいは横たわってボールを扱うこと。この条文は、競技規則 15：1 に記載した条件を満たし、かつ片足の一部を床に終始つけていれば、このような体勢で（フリースローなどの）スローを行ってよいということを意味する。

次の行為は許されない。

7の7 ボールをコントロールした後、ボールが床、他のプレーヤー、またはゴールに触れる前に、再びボールに触れること（13：1a）。しかしながら、プレーヤーがボールを「ファンブル」している際には2度以上ボールに触れてもよい。ファンブルとは、ボールをキャッチしたり止めたりしようとしたときに、コントロールし損なうことをいう。

7の8 足の膝よりも下の部位でボールに触れること。ただし、相手チームのプレーヤーからボールを投げつけられた場合を除く（13：1a～b、8：7e も参照）。

7の9 コート上にいるレフェリーにボールが触れた場合は、そのまま競技を続行する。

7の10 例えば防御側プレーヤーをかわそうとして、ボールを持ったプレーヤーがコートの外側を利用した場合（ボールはコート内にあるにもかかわらず片足または両足はコート外に出た状態）、相手にフリースローを判定する（13：1a）。

ボールを所持しているチームのプレーヤーがボールを持たずにコートの外側にいる場合、レフェリーはコートの内側に戻るよう指示しなければならない。プレーヤーが指示に従わなかった場合、あるいは同じチームのプレーヤーが後に同じ行為を繰り返した場合は、直ちに相手にフリースローを判定する（13：1a）。このような行為は競技規則第8条や第16条に記載している罰則の対象にならない。

パッシブプレー

- 7の11 攻撃しよう、あるいはシュートしようという意図を示さないで、チームがボールを所持し続けることは許されない。同様に、自チームのスローオフやフリースロー、スローイン、ゴールキーパースローの実施を、繰り返し遅延することも許されない（競技規則解釈 4 を参照）。このようなパッシブプレーの兆候が続く場合には、パッシブプレーと見なし、相手チームにフリースローを判定する（13：1a）。

競技を中断したときにボールがあった場所からフリースローを行う。

- 7の12 レフェリーは、パッシブプレーの兆候を察知したときに予告合図（ジェスチャー17）を示す。これにより、ボールを所持しているチームはその所持を失わないように、攻撃方法を改める機会を得る。予告合図を出した後も、ボールを所持しているチームが攻撃方法を改めなかったとき、あるいはシュートをしなかったときは、相手チームにフリースローを判定する（競技規則解釈 4 を参照）。

プレーヤーが明らかな得点チャンスを意図的に放棄するなど、特定の状況において、レフェリーは前もって予告合図を出していなくても、相手チームにフリースローを判定することができる。

第 8 条 違反、スポーツマンシップに反する行為

許される行為

8の1 次の行為は許される。

- (a) 他のプレーヤーの手からボールを取るために、開いた片手を使うこと。
- (b) 相手の身体に接触し、そのまま相手の動きに合わせてついていくために、曲げた腕を使うこと。
- (c) 位置取りをめぐり、相手をブロックするために胴体を使うこと。

【注】 ブロックとは、相手が空いている場所へ移動するのを妨げることを意味する。攻撃側プレーヤーが、ブロックを仕掛ける場合や、ブロックを維持する場合、そして、防御側プレーヤーがブロックを外す場合は、原則として受け身でなければならぬ（ただし 8：2b を参照）。

罰則の適用に相当しない違反行為

（ただし 8：3a～d の判断基準をふまえたうえで）

8の2 次の行為は許されない。

- (a) 相手が手に持っているボールをひったくこと、あるいはたたき落とすこと。
- (b) 腕、手、または足を使って相手をブロックすること。あるいは身体のあらゆる部位を使って相手を押しのけること、押し出すこと。ここには、最初の位置取りや一連の攻防動作のなかで、ひじを使った危険な行為も含む。
- (c) 相手が思いどおりにプレーを継続できるような状態であっても、身体やユニホームを捕まえること。
- (d) 走って、あるいはジャンプして相手にぶつかること。

罰則を適用する違反行為（8：3～6）

8の3 明らかに（ボールではなく）相手の身体を狙った違反に対しては、罰則を適用しなければならない。これは、フリースローや 7 m スローの判定だけでなく、はじめに警告（16：1）、次に退場（16：3b）、失格（16：6d）というように、段階的に重い罰則の付加が必要であることを意味する。

より激しい違反行為に対しては、以下の判断基準によって罰則を 3 つに分ける。

- ・即座に 2 分間退場とすべき違反行為（8：4）
- ・失格とすべき違反行為（8：5）
- ・失格とし、さらに報告書の提出を必要とする違反行為（8：6）

どの罰則を適用するかについての判断基準

違反行為に対して、どの罰則を適用するかを判断するためには、以下の判断基準をそれぞれの状況に応じて、適切に組み合わせて用いる。

(a) 違反行為をしたプレーヤーの**位置**

- ・相手に対して正面か、側面、あるいは後方か

(b) 違反行為が対象とした**身体の一部**

- ・胴体、シュートしている腕、(両)脚、頭部、喉、首

(c) 違反行為の**激しさの程度**

- ・身体接触の強度や、相手の動きの速さはどの程度であったか

(d) 違反行為の**影響**

- ・身体やボールのコントロールへの影響はどうであったか
- ・違反行為が相手の移動に、どのような影響を与えたか
- ・プレー続行への影響は、どの程度であったか

違反の判定に際しては、下記に示すような、試合の中でどのような状況であるかも関わってくる。

- ・シュート動作中
- ・空いている場所に走り込んでいる
- ・高速で走っている など

即座に 2 分間退場とすべき違反行為

8の4 特定の違反をしたプレーヤーは前もって警告となっていないくても、2 分間退場となる。

これは特に、相手に対する危険性を軽視した違反行為に対して適用する（8：5，8：6 も参照）。

競技規則 8：3 の判定基準をふまえ、このような違反の例として、

- (a) 衝撃の大きい違反行為や、高速で走っている相手に対する違反
- (b) 相手を背後から捕まえ続けること、あるいは引き倒すこと
- (c) 頭や喉、首に対する違反
- (d) 胴体やボールを投げようとしている腕を激しく叩くこと
- (e) 相手が身体のコントロールを失う行為をしようとすること（例：ジャンプ中の相手の足/脚をつかむ。8：5a を参照）
- (f) 高速でジャンプして、あるいは走って相手にぶつかること

失格とすべき違反行為

8の5 相手に対して危害を及ぼすような行為をしたプレーヤーは失格となる（16：6a）。危害を及ぼすような行為とは、違反が激しいときや、相手が違反を予期できず、身体を守れないような状況での違反を意味する（8：5 【注】を参照）。

競技規則 8:3, 8:4 に加えて、以下の判断基準を適用する。

- (a) 走っている、ジャンプしている、あるいはボールを投げようとしているときに、明らかに身体のコントロールを失う。
- (b) 顔や、喉、首などに対し、特に攻撃的な行為をする。
(身体接触の激しさ)
- (c) プレーヤーが自分の違反行為に対して素知らぬ振りをする。

【注】 たとえ身体的衝撃の小さな違反であっても、相手がジャンプして空中にいるときや走っていて、無防備で自分を守ることが出来ないタイミングで違反をした場合、極めて危険で重篤な結果につながる可能性を秘めている。このような状況では、失格が相当かどうかの判定基準となるのは身体接触の激しさではなく、相手に対する危険の大きさである。

ゴールキーパーがゴールエリアを離れ、相手チームのプレーヤーに対してパスされたボールを取ろうとするときにも、この競技規則を適用する。ゴールキーパーは、相手に対して危害を及ぼす行為をしてはならない。

ゴールキーパーが失格となるのは、

- (a) ボールをキャッチしたが、その最中に相手と衝突したとき
- (b) ボールに届かず、あるいはボールをコントロールをできずに、相手と衝突したとき

このような場面で、ゴールキーパーの違反がなければ攻撃側プレーヤーがボールをキャッチできたはずとレフェリーが判断したならば、7 m スローを判定しなければならない。

意図的で、危険または悪質な違反行為による失格（報告書を伴う）

8の6 違反行為が意図的で、危険または悪質なものとレフェリーが判断したならば、レフェリーは競技終了後に報告書を提出し、当該の機関が改めて別途の処分について検討する。

競技規則 8：5 に加えて、以下の判断基準を適用する。

- (a) あまりに無謀な、またはあまりに危険な行為
- (b) 競技の状況とかけ離れた意図的で悪質な行為

【注】 競技の終了間際に、相手の得点を妨害するという目的でプレーヤーが競技規則 8：5 や 8：6 に該当する違反をしたとき、この違反は 8：10d により、極めてスポーツマンシップに反する行為とみなす。

罰則を適用すべきスポーツマンシップに反する行為（8：7～10）

正当なスポーツマンシップの精神に反する身体的・言語的表現は、スポーツマンシップに反する行為とみなす。コートの内外に関係なく、プレーヤーとチーム役員にこれを適用する。スポーツマンシップに反する行為に対する罰則を以下の 4 段階に分けて適用する。

- ・ 罰則を段階的に適用すべきスポーツマンシップに反する行為（8：7）
- ・ 即座に 2 分間退場を判定すべきスポーツマンシップに反する行為（8：8）
- ・ 失格を判定すべきスポーツマンシップに反する行為（8：9）
- ・ 失格とし、さらに報告書を必要とするスポーツマンシップに反する行為（8：10）

罰則を段階的に適用すべきスポーツマンシップに反する行為

8の7 以下 (a) ～ (f) は、警告から始め、罰則を段階的に適用すべき行為（16：1b）の例である。

- (a) レフェリーの判定に対して抗議する、あるいは有利な判定

- になるよう言葉やジェスチャーでレフェリーを「あおる」。
- (b) 相手や味方のプレーヤーを、言葉やジェスチャーで挑発する、あるいは相手の注意をそらすために大声を出して叫ぶ。
 - (c) 3 m の距離を確保しないなどの方法で、相手の各種スローの実施を遅らせる。
 - (d) タイムアウトを取らせるためや相手に不当な罰則を適用させるため、相手に対する動作において演技によりレフェリーの判断を誤らせようとする、あるいは違反を誇張すること。
 - (e) 足の膝から下の部分を使って、シュートやパスを積極的に妨害すること。ただし、単に反射的な行為や、通常通り動いている足に当たった場合は、罰則は適用しない(7:8 も参照)。
 - (f) 戦術的な理由で、繰り返しゴールエリアに侵入する。

即座に 2 分間退場を判定すべきスポーツマンシップに反する行為

8の8 特定の違反をしたプレーヤーやチーム役員は、前もって警告となっていないくても、即座に 2 分間退場となる。以下に例を示す。

- (a) 大きくジェスチャーしながら大声で、あるいは挑発的な態度で抗議する。
- (b) ボールを所持しているチームの違反を判定したときに、ボールを持っていたプレーヤーが床にボールを落とすか置かなかったため、相手チームがすぐにボールをプレーできなかった場合。
- (c) 交代地域に入ったボールを、相手チームが取ろうとするのを妨げる。

失格と判定すべき著しくスポーツマンシップに反する行為

8の9 スポーツマンシップに反する行為の中でも、特定のものについては著しくスポーツマンシップに反する行為とみなし、失格とする。以下に例を示す。

- (a) レフェリーの判定の後、これ見よがしにボールを遠くに投げたり叩きつけたりする。
- (b) ゴールキーパーが露骨に 7 m スローを止めようとしな
- い。
- (c) 競技の中断中に故意にボールを相手に投げつけること。
かなりの力で至近距離から投げつけた場合は、競技規則
8:6 上段にある「無謀な、またはあまりに危険な行為」
とみなす方が適切である。
- (d) 7 m スローの実施に際して、ボールの方向へと移動させ
てはいないゴールキーパーの頭部にボールをぶつける。
- (e) フリースローを直接シュートする際に、ボールの方向へ
と移動させてはいない防御側のプレーヤーの頭部にボ
ールをぶつける。
- (f) 違反された後の報復行為

【注】 7 m スローやフリースローの実施に際して、シュートを打
つプレーヤーはゴールキーパーや防御側プレーヤーに危害を及
ぼす行為をしてはならない。

極めてスポーツマンシップに反する行為（報告書を伴う）

8の10 レフェリーが、極めてスポーツマンシップに反する行為と判
断した場合、レフェリーは競技終了後に報告書を提出し、当該の
機関が改めて別途の処分について検討する。以下に例を示す。

- (a) 他者（レフェリー、タイムキーパー、スコアラー、TD、
チーム役員、プレーヤー、観衆など）に対して、侮辱す
るような、または脅す行為（言葉や表情、ジェスチャー

や身振り手振り、身体接触によるなど)。

- (b) (i) 競技中に、チーム役員がコートに入って、あるいは交代地域から競技を妨害したとき。
- (ii) 不正に入場したプレーヤー (4:6) や交代地域にいるプレーヤーが、競技に影響を与えて明らかな得点のチャンスを妨害したとき。
- (c) 競技の終了間際、競技の中断中にプレーヤーやチーム役員が、相手がシュートをする、あるいは得点を狙える位置に到達する可能性をなくすために、相手のスローの実施を妨げた、または遅らせた場合。これは、極めてスポーツマンシップに反する行為とし、すべての妨害行為に対しても適用する (些細な身体接触、パスを妨害する、相手にボールをとらせないようにする、ボールをつかんで離さない など)。
- (d) 競技の終了間際、インプレー中に、競技規則 8:5, 8:6 に該当する違反行為をしたことにより、相手がシュートをしたり、得点を狙える位置に到達する可能性をなくした場合。これは単に、競技規則 8:5, 8:6 に該当する失格とするだけでなく、報告書を提出しなければならない。

第9条 得点

- 9の1 シュートの前や最中に、シュートをしたプレーヤー、その味方のプレーヤーとチーム役員に規則違反がなく、ボール全体がゴールラインを完全に通過したとき得点となる（図4を参照）。ゴールレフェリーはジェスチャー12を用いて笛を短く2回吹き、得点が入ったことを認める。

防御側プレーヤーに規則違反があったとしても、ボールがゴールに入れば得点となる。

ボールがゴールラインを完全に通過する前に、レフェリーまたはタイムキーパーやTDが競技を中断した場合は、得点を与えることができない。

ゴールキーパーがゴールキーパースローを行おうとしている場合（12：2の第2段落）を除き、プレーヤーが自陣のゴールにボールを入れた場合は、相手の得点となる。

【注】 コートに入ることを許されない人（観衆など）または、その他の何かによって、ボールがゴールに入るのを妨げられ、それがなければボールはゴールに入ったはずであるとレフェリーが確信した場合は、得点を与える。

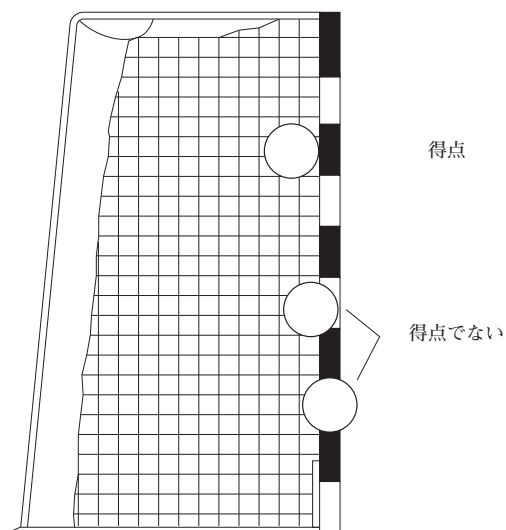
- 9の2 レフェリーが次に行うスローオフの笛を吹いたならば、与えられた得点を取り消すことはできない。（ただし、競技規則2：9【注】を参照）。

得点の後からスローオフの実施までに、前後半の終了合図があった場合は、（スローオフを行わなくても）得点を与えたことを明示しなければならない。

【注】 レフェリーが得点を与えたならば、直ちに得点をスコアボードに掲示する。

- 9の3 相手よりも得点を多くあげたチームが勝ちである。両チームが同点の場合、あるいは両チームに得点がない場合は、引き分けである（競技規則 2：2 を参照）。

図 4 得点



第10条 スローオフ

- 10の1 競技の開始にあたり、コイントスに勝ち、ボールを選択したチームがスローオフを行う。そして相手はサイドの選択権を得る。また、コイントスに勝ったチームがサイドの選択権を望んだ場合は、相手がスローオフを行うことになる。

競技の後半に両チームはサイドを交代する。競技の開始時にスローオフを行わなかったチームが、後半の開始のスローオフを行う。

各延長戦の前には改めてコイントスを行い、上記の競技規則 10：1 の全規定を延長戦にも適用する。

- 10の2 得点の後は、得点をされたチームのスローオフによって競技を再開する（ただし、競技規則 9：2 の第 2 段落を参照）。

- 10の3 （左右に約 1.5 m を許容範囲として）コートの中央からどちらに向かってスローオフを行ってもよい。笛の合図から 3 秒以内にスローオフを行わなければならない（13：1a, 15：7 の第 3 段落）。スローオフを行うプレーヤーは、少なくとも片足をセンターライン上に、そして他方の足をセンターライン上または自陣側（15：6）に置き、さらにボールを手から離すまでその位置にいなければならない（13：1a, 15：7 の第 3 段落）（競技規則解釈 5 も参照）。

スローを行うプレーヤーの味方のプレーヤーは、笛の合図よりも前にセンターラインを踏み越えてはならない（15：6）。

- 10の4 （延長戦も含めて）前後半の開始時のスローオフに際して、すべてのプレーヤーは自陣のサイドにいなければならない。

しかし、得点の後のスローオフに際しては、スローオフを行うチームの相手プレーヤーはコートのどちらのサイドにいてもよい。

しかし、どちらの場合も、相手はスローオフを行うプレー

ヤーから 3 m 以上離れていなければならない (15 : 4, 15 : 9, 8 : 7c)。

第11条 スローイン

- 11の1 ボールがサイドラインを完全に通過したとき、あるいは防衛側チームのコートプレイヤーが最後にボールに触れて自陣のアウトーゴールラインを通過したときは、スローインを判定する。コート上方の付属設備や天井にボールが触れた場合にも、スローインを判定する。
- 11の2 ボールがラインを通過する前、あるいは付属設備や天井に触れる前に、最後にボールに触れたプレイヤーの相手チームが、レフェリーの笛の合図なしで（ただし、15：5bを参照）スローインを行う。
- 11の3 ボールがサイドラインを通過した地点から、また、アウトーゴールラインを越えた場合は通過した側のサイドラインとアウトーゴールラインの交点から、スローインを行う。コート上方の付属設備や天井にボールが触れた後のスローインは、付属設備や天井にボールが触れた場所から近い方のサイドライン上の最も近い地点から行う。
- 11の4 スローインを行うプレイヤーはサイドライン上に片足を置いて立ち（15：6）、ボールを手から離すまで正しい位置にいないといけない。（15：7の第2～3段落、13：1a）。他方の足はどこに置いてよい。
- 11の5 スローインを行うとき、相手はスローを行うプレイヤーから3 m以上離れていなければならない（15：4、15：9、8：7c）。しかし、相手が自陣のゴールエリアラインの外側に沿って立っている場合は、この競技規則を適用しない。

第12条 ゴールキーパー スロー

12の1 次の場合にゴールキーパー スローを判定する。

- (i) 相手チームのプレーヤーが競技規則 6 : 2a に違反してゴールエリアに侵入したとき。
- (ii) ゴールエリア内でゴールキーパーがボールをコントロールしたとき、あるいはゴールエリア内にボールが止まったとき (6 : 4~5)。
- (iii) 相手チームのプレーヤーがゴールエリア内で転がっているボールに触れたとき (6 : 5 の第 1 段落)。
- (iv) ゴールキーパーか相手チームのプレーヤーが最後にボールに触れた後に、ボールがアウターゴールラインを通過したとき。

上記のすべての状況で競技の中断中と見なすため、ゴールキーパー スローを判定してから行われるまでの間に違反があった場合は、ゴールキーパー スローにより競技を再開するという意味である (13 : 3)。

12の2 レフェリーの笛の合図なしで (ただし、15 : 5b を参照)、ボールがゴールエリアラインを越えるように、ゴールキーパーはゴールエリアからゴールキーパー スローを行う。

ゴールキーパーの投げたボールがゴールエリアラインを完全に通過したとき、ゴールキーパー スローを行ったと見なす。

相手チームのプレーヤーはゴールエリアラインのすぐ外にいてもよいが、ボールがゴールエリアラインを通過するまで、ボールに触れることはできない (15 : 4, 15 : 9, 競技規則解釈 8 : 7c)。

第13条 フリースロー

フリースローの判定

13の1 原則として、次のような場合にレフェリーは競技を中断し、相手のフリースローによって競技を再開する。

- (a) ボールを所持しているチームが規則に違反し、その結果ボールの所持を失わなければならない場合（競技規則 4：2～3, 4：5～6, 5：6～10, 6：5, 6：7b, 7：2～4, 7：7～8, 7：10, 7：11～12, 8：2, 10：3, 11：4, 13：7, 14：4～7, 15：7 の第1段落, 15：8 を参照）。
- (b) 相手チームが規則に違反したために、ボールを所持していたチームがボールの所持を失う場合（競技規則 4：2～3, 4：5～6, 5：5, 6：2b, 6：7b, 7：8, 8：2 を参照）。

13の2 レフェリーは、フリースローの判定によって競技を早まって中断しないようにして、競技を継続させなければならない。

競技規則 13：1a に列挙した状況でも、攻撃側チームの違反の直後に防御側チームがボールを所持した場合、レフェリーはフリースローを判定してはならないということである。

同様に、競技規則 13：1b に列挙した状況でも、防御側チームの違反により攻撃側チームがボールの所持を失ったこと、あるいは攻撃を継続できないことが判明するまで、レフェリーは競技を中断してはならない。

規則違反に対して罰則を適用する場合、違反したチームの相手が不利益にならないければ、レフェリーは直ちに競技を中断してよい。そうでない場合は、現況が終決するまで、罰則の適用を待たなければならない。

通常タイムキーパーが笛を吹いて直ちに競技を中断する場合、すなわち競技規則 4：2～3 と 4：5～6 の違反があったときには、この競技規則 13：2 にある内容を適用しない。

13の3 競技規則 13：1a～b により通常フリースローを判定するような違反が、競技の中断中に起こったときには、その中断の理由に相応しいスローで競技を再開する。

13の4 競技規則 13：1a～b に列挙した状況に加え、たとえ規則違反がなくとも、競技が（すなわちインプレー中に）中断した場合の競技の再開方法としてもフリースローを用いる。

(a) 中断のときに一方のチームがボールを所持していた場合、そのチームがボールを所持し続ける。

(b) どちらのチームもボールを所持していなかった場合、最後にボールを所持していたチームが再びボールを所持する。

13の5 ボールを所持しているチームの違反に対してフリースローを判定した場合、ちょうどそのときにボールを持っていたプレーヤーは、相手チームがすぐにプレーできるように、その地点の床に直ちにボールを落とすか、置かなければならない（8：8b）。

フリースローの実施

13の6 通常はレフェリーの笛の合図なしに（ただし、15：5b を参照）、原則として違反が起こった位置からフリースローを行う。次に例外を示す。

競技規則 13：4a～b に記載した状況では、原則として中断したときにボールのあった位置から、笛の合図の後にフリースローを行う。

防御側チームのプレーヤーやチーム役員の違反のために、レフェリーまたは TD が競技を中断して口頭での注意や罰則を与えた場合、違反の起こった場所よりも有利な位置にボールがあったときは、競技を中断したときにボールのあった位置からフリースローを行わなければならない。

競技規則 4：2～3 や 4：5～6 の違反によりタイムキーパー

が競技を中断した場合も、前段落と同様の例外として扱う。

競技規則 7:11 に示したとおり、パッシブプレーの判定によるフリースローの場合は、競技が中断したときにボールがあった位置からスローを行う。

基本原理や手順は上述のとおりであるが、自陣のゴールエリアの中や相手のフリースローラインの内側からフリースローを行うことはできない。上述の各段落に記載した位置がこの領域内にあるときは、それぞれの規定された領域のすぐ外側で最も近い地点に移動してスローを行わなければならない。

【注】 フリースローを行う正しい位置が防御側チームのフリースローラインのところにある場合、必ず正確な地点から行わなくてはならない。しかし、その位置が防御側チームのフリースローラインから遠ざかっていくにつれて、その正確な地点から多少の許容範囲を認められてフリースローを行うことができる。この許容範囲は徐々に広がっていき、スローを行うチームのゴールエリアのすぐ外側でフリースローを行う場合には 3 m までとなる。

競技規則 13:5 の違反に対して競技規則 8:8b により罰則を適用した場合には、ここに解説した許容範囲を認めない。この場合は、必ず違反の起こった正確な地点からスローを行わなければならない。

13の7 フリースローを行う前に、スローを行うチームのプレーヤーは相手チームのフリースローラインに触れても、これを踏み越えてもならない。ただし、競技規則 2:5 に記載した特別規定も参照のこと。

フリースローを行う前に、スローを行うチームのプレーヤーがフリースローラインとゴールエリアラインの間にいて競技に影響を及ぼしている場合、レフェリーはこの不正な位置を正さなければならない (15:3, 15:6)。笛の合図の後に、このフリースローを行う (15:5b)。笛の合図がなくてフリースロー

を行うとき（ボールを手から離すまで）に、スローを行うチームのプレーヤーが入れない領域に侵入した場合も、同様に処置する（15：7 の第 2 段落）。

笛の合図の後にフリースローを行う場合、スローを行うプレーヤーがボールを手から離す前に、攻撃側プレーヤーがフリースローラインに触れたとき、あるいはこれを踏み越えたときは、防御側チームにフリースローを与える（15：7 の第 3 段落，13：1a）。

- 13の8** フリースローを行うとき、相手はスローを行うプレーヤーから 3 m 以上離れなければならない。しかし、相手のフリースローラインのところからフリースローを行う場合、相手はゴールエリアラインの外側に沿って立つことが許される。フリースローを妨害した場合は、競技規則 15：9 と 8：7c により罰則を適用する。

第14条 7 m スロー

7 m スローの判定

14の1 次の場合に 7 m スローを判定する。

- (a) コート上のあらゆる場所で、相手チームのプレーヤーやチーム役員が、明らかな得点チャンスを妨害したとき。
- (b) 明らかな得点チャンスの際に、不当な笛が吹かれたとき。
- (c) 明らかな得点チャンスを、競技に参与できない人が妨害したとき。例えば、観衆がコート内に入った場合や笛を吹いてプレーを止めた場合（競技規則 9：1 の【注】を適用する場合を除く）。まさに明らかな得点チャンスに停電などの不可抗力によって競技が中断した場合も、一連の考え方に沿ってこの規定を適用する。

「明らかな得点チャンス」の定義については、競技規則解釈 6 を参照のこと。

14の2 競技規則 14：1a に示したような違反があるにもかかわらず、プレーヤーがボールと身体を完全にコントロールしている状態ならば、たとえプレーヤーが明らかな得点チャンスを生かせなかったとしても、7 m スローを判定する必要はない。

7 m スローの判定となる可能性があるときは、7 m スローの判定が真に正当で必要であるかをはっきりと確定できるまで、レフェリーは常に競技の中断を差し控えなければならない。防御側の違反にもかかわらず、攻撃側プレーヤーが得点できた場合は、7 m スローを判定する理由は全くない。逆にこの違反によって、攻撃側プレーヤーが明らかにボールや身体のコントロールを失い、もはや明らかな得点チャンスがなくなったことが判明したときには、7 m スローを判定しなければならない。

- 14の3 7 m スローを判定したときに実質的な遅延が生じる場合、レフェリーはタイムアウトを取ることができる。例えば、ゴールキーパーやスローを行うプレーヤーが交代する場合や競技規則解釈 2 に記載した原則や基準によりタイムアウトを取ると判断した場合である。

7 m スローの実施

- 14の4 コートレフェリーの笛の合図から 3 秒以内に、シュートとして 7 m スローを行わなければならない (15 : 7 の第 3 段落, 13 : 1a)。
- 14の5 7 m スローを行うプレーヤーは、7 m ラインからその 1 m 後方までの範囲に位置を取らなければならない (15 : 1, 15 : 6)。レフェリーが笛で合図をした後、スローを行うプレーヤーは、ボールを手から離す前に 7 m ラインに触れても、これを踏み越えてもならない (15 : 7 の第 3 段落, 13 : 1a)。
- 14の6 7 m スローを行った後、ボールが相手かゴールに触れるまで、スローを行ったプレーヤーとその味方のプレーヤーは再びボールに触れることができない (15 : 7 の第 3 段落, 13 : 1a)。
- 14の7 7 m スローを行うとき、その味方のプレーヤーはフリースローラインの外側に位置を取り、スローを行うプレーヤーがボールを手から離すまで、そこに留まっていなければならない (15 : 3, 15 : 6)。このようにしなかった場合には、7 m スローを行ったチームの相手にフリースローを判定する (15 : 7 の第 3 段落, 13 : 1a)。

- 14の8 7 m スローを行うとき、スローを行うプレーヤーがボールを手から離すまで、相手チームのプレーヤーはフリースローラインの外側にいて 7 m ラインから 3 m 以上離れていなければならない。このようにしなかった場合で得点とならなかったときには、再び 7 m スローを行うが、罰則は適用しない。
- 14の9 7 m スローを行うプレーヤーがボールを手から離す前に、ゴールキーパーが自陣のゴールキーパーライン、すなわち 4 m ライン (1 : 7, 5 : 11) を踏み越え、得点とならなかったときは、再び 7 m スローを行う。しかし、ゴールキーパーに罰則を適用しない。
- 14の10 7 m スローを行うプレーヤーが、ボールを持って正しい位置に立って一旦スローの用意をしたならば、ゴールキーパーの交代は認められない。このような状況で交代しようとした場合には、スポーツマンシップに反する行為として罰則を適用する (8 : 7c, 16 : 1b, 16 : 3d)

第15条 スローの実施に関する一般的な指示（スローオフ、スローイン、ゴールキーパースロー、フリースロー、7 m スロー）

スローを行うプレイヤー

15の1 スローの実施前に、スローを行うプレイヤーは正しい規定位置にいないといけない。スローを行うプレイヤーは、スローを行う前にボールを手にとっていないといけない（15：6）。

ゴールキーパースローの場合を除き、各種スローの実施中はボールを手から離すまで、スローを行うプレイヤーは片足の一部を終始、床につけていないといけない。他方の足は繰り返しあげおろしすることができる（7：6 参照）。スローを行うプレイヤーは、スローを完了するまで正しい位置にいないといけない（15：7 の第 2, 3 段落）。

15の2 スローを行うプレイヤーがボールを手から離れたとき、そのスローを行ったと見なす（ただし、12：2 を参照）。

スローを行ったプレイヤーは、ボールが他のプレイヤーかゴールに触れるまで、再びボールに触れることはできない（15：7, 15：8）。14：6 に記載された状況に関する規定についても参照。

どのスローも直接得点することができる。ただし、ゴールキーパースローにおける「自殺点」（つまり、ボールが手からこぼれ落ちて自チームのゴールの中に入る場合）はありえない。

スローを行うプレイヤーの味方のプレイヤー

15の3 スローを行うプレイヤーの味方のプレイヤーは、該当するスローに関して規定された位置を取らなければならない（15：6）。

競技規則 10：3 の第 2 段落に示した場合を除いて、スローを行うプレイヤーがボールを手から離すまで、プレイヤーは正しい位置にいないといけない。スローの実施中は、味方のプ

プレーヤーと同時にボールに触れていても、味方のプレーヤーにボールを手渡してはならない（15：7の第2、3段落）。

防御側プレーヤー

15の4 防御側プレーヤーは、該当するスローに関して規定された位置を取り、スローを行うプレーヤーがボールを手から離すまで正しい位置にいないといけない（15：9）。

スローオフやスローイン、フリースローに際して、攻撃側プレーヤーがすぐにスローを行っても不利にならないとき、レフェリーは防御側プレーヤーの不正な位置を正してはならない。しかし、不利になるときは不正な位置を正さなければならない。

競技の再開における笛の合図

- 15の5 次の場合にレフェリーは再開の笛を吹かなければならない。
- (a) スローオフ（10：3）、7 m スロー（14：4）の場合は毎回。
 - (b) 次の状況におけるスローイン、ゴールキーパースロー、フリースロー。
 - ・ タイムアウト後の再開。
 - ・ 競技規則 13：4 に示した状況におけるフリースローでの再開。
 - ・ スローの実施が遅いとき。
 - ・ プレーヤーの位置を修正した後。
 - ・ 口頭での注意や警告の後。

レフェリーは、他の状況でも再開の笛を吹いて明確に合図してよい。

プレーヤーが15：1、15：3、15：4に規定された位置にいない場合、そしてこの位置につくまで、レフェリーは原則として再開の笛を吹かない（ただし、13：7の第2段落と15：4の第2段落を参照）。防御側プレーヤーが不正な位置にいるにも

かわらず、スローを行うための笛をレフェリーが吹いた場合、この防御側プレーヤーは全面的に防御することができる。

スローを行うプレーヤーは、笛の合図から 3 秒以内にボールを投げなければならない。

処 置

15 の 6 スローの実施前に、スローを行うプレーヤーまたはその味方のプレーヤーが違反している（例えば不正な位置にいる、あるいは味方のプレーヤーと同時にボールに触れている）場合は、これを正す（ただし、13：7 の第 2 段落を参照）。

15 の 7 スローの実施中に、スローを行うプレーヤーまたはその味方のプレーヤーが違反（15：1～3）した場合には、まずその前に再開の笛の合図があったかどうかによって処置が異なる。

再開の合図がない場合、スローの実施中のどの違反に対しても原則的にこれを正し、そして笛の合図の後に再度スローを行う。しかし、この場合にも競技規則 13：2 によりアドバンテージルールの概念を適用する。スローを行うプレーヤーのチームがスローを不正に実施した直後にボールの所持を失った場合、スローを行ったと単純に見なして競技を続行させる。

再開の合図後の場合、スローの実施中の違反は原則的にすべて違反として判定する。例えば、スローを行うプレーヤーが実施中にジャンプした、3 秒より長くボールを持った、あるいはボールを手から離す前に正しい位置から移動した場合に、この規定を適用する。笛の合図の後でスローを行うプレーヤーがボールを手から離す前に、その味方のプレーヤーが不正な位置に侵入した場合にも、この規定を適用する（10：3 の第 2 段落に注意）。このような場合、スローを行う権利はなくなり、違反のあった場所から相手にフリースロー（13：1a）を与える（ただし、競技規則 2：6 を参照）。この場合も競技規則 13：2 に記載したアドバンテージルールを適用する。つまり、

レフェリーが笛を吹いて競技を中断する前に、スローを行うプレイヤーのチームがボールの所持を失った場合、そのまま競技を続行させる。

15の8 スローの実施直後の（スローに関する）違反は原則的にすべて違反として判定する。これは 15：2 の第 2 段落に記載した違反（つまり、ボールが他のプレイヤーかゴールに触れるまでに、スローを行ったプレイヤーが再びボールに触れた場合）を指す。ドリブルをしたり、ボールを宙に離した後や床に置いた後に再びボールをつかんだりする場合もある。この違反に対しては相手にフリースロー（13：1a）を判定する。15：7 の第 3 段落に記載した場合と同様に、アドバンテージルールを適用する。

15の9 競技規則 14：8、14：9、15：4 の第 2 段落、15：5 の第 3 段落に記載した場合を除いて、例えば防御側プレイヤーが初めから不正な位置にいて、あるいは途中から不正な位置に侵入して、相手のスローの実施を妨害した場合は違反と判定する。スローの実施前であっても実施中であっても（スローを行うプレイヤーがボールを手から離す前であれば）、この行為を違反と判定する。

スローの前に再開の笛の合図があったかなかったかにも関係なく、この行為を違反と判定する。競技規則 16：1b と 16：3d に関連して、競技規則 8：7c を適用する。

防御側プレイヤーの妨害によってスローに悪影響が出た場合は、原則として再度スローを行う。

第16条 罰 則

警 告

16の1 次の場合は、警告とすることができる。

- (a) 罰則を段階的に適用しなければならないような違反（8：3を参照。ただし、16：3b および 16：6d と対比）
- (b) 罰則を段階的に適用しなければならないような、スポーツマンシップに反する行為（8：7）

【注】 プレーヤー個人に対しては 1 回まで、各チームのプレーヤーに対しては合わせて 3 回までしか、警告とすることができない。

すでに 1 回退場となったプレーヤーを、その後に警告としてはならない。

チーム役員に対しては、1 回しか警告とすることができない。

これが、最大数である。したがって、その後は少なくとも 2 分間退場となる。

16の2 レフェリーはイエローカードを高くあげ、違反したプレーヤーまたはチーム役員、そしてタイムキーパーとスコアラーに警告であることを示す（ジェスチャー13）。

退 場

16の3 次の場合は退場（2 分間）とする。

- (a) 不正交代、プレーヤーが余計にコートに入ったとき、あるいはプレーヤーが交代地域から不正に競技を妨害したとき（4：5～6）（ただし 8：10b の第 2 段落を参照）
- (b) 8：3 に示す違反であっても、そのプレーヤーがすでに警告を受けている、あるいはそのチームがすでに最大数の警告を受けているとき（16：1【注】参照）

- (c) 8：4 に示されているような違反行為
- (d) 8：7 に示すスポーツマンシップに反する行為であるが、そのプレーヤーがすでに警告を受けている、あるいは、そのチームのプレーヤーが、すでに最大数の警告を受けているとき
- (e) 8：7 に示すチーム役員によるスポーツマンシップに反する行為であるが、そのチームのチーム役員の一人がすでに警告を受けているとき
- (f) 8：8 に示すプレーヤーやチーム役員によるスポーツマンシップに反する行為（4：6 も参照）
- (g) プレーヤーやチーム役員の失格に伴う結果として（16：8 の第 2 段落、ただし 16：11b を参照）
- (h) 2 分間退場となった直後のプレーヤーが、競技の再開前にスポーツマンシップに反する行為をしたとき（16：9a）

【注】 同じチームの全役員を合わせて 1 回しか 2 分間退場とすることができない。

競技規則 16：3d～e により、チーム役員を 2 分間退場としたとき、その役員はそのまま交代地域にいて任務を果たすことができる。しかし、チームはコート上のプレーヤーを 2 分間 1 名減らさなければならない。

16 の 4 レフェリーはタイムアウトを取った後、2 本の指を伸ばして片腕を高く上げるという規定のジェスチャー（ジェスチャー14）を用いて、違反したプレーヤーまたはチーム役員、そしてタイムキーパーとスコアラーに退場であることを明示する。

16 の 5 退場となるのは毎回 2 分間の競技時間であり、同一のプレーヤーが 3 回目の退場となる場合には必ず失格となる（16：6d）。
退場となったプレーヤーは退場時間中、競技に出場することはできないし、チームはそのプレーヤーの代わりに他のプレー

ヤーを出場させることもできない。

競技を再開する笛の合図から、退場時間を計測し始める。

競技の前半の終了までに、2 分間の退場時間が終わらないときは、残り時間を後半に繰り越す。正規の競技時間から延長戦へ、そして延長戦中も同様にして繰り返す。延長戦の終了までに 2 分間の退場時間が終わらないとき、そのプレーヤーは 2:2 の【注】により、引き続き実施される 7 m スローコンテストには参加できない。

失 格

16の6 次の場合は失格とする。

- (a) 8:5 および 8:6 に示されている違反行為
- (b) コート内外に関係なく、プレーヤーやチーム役員による 8:9 や 8:10 に該当する著しくスポーツマンシップに反する行為や極めてスポーツマンシップに反する行為。
- (c) 16:1b や 16:3e~f により、チーム役員がすでに警告と退場を受けている状況で、そのチーム役員の一人が 8:7 に該当するスポーツマンシップに反する行為をしたとき
- (d) 同一のプレーヤーの 3 回目の退場に伴う結果として (16:5)
- (e) 7 m スローコンテストの際、著しくスポーツマンシップに反する行為をしたとき、またはスポーツマンシップに反する行為を繰り返したとき (2:2 の【注】、16:10)。

16の7 レフェリーはタイムアウトを取った後で、レッドカードを高くあげ、違反したプレーヤーまたはチーム役員、そしてタイムキーパーとスコアラーに失格であることを明示する (ジェスチャー13)

16の8 プレーヤーやチーム役員の失格は毎回、残りのすべての競技時間を通して適用される。そのプレーヤーやチーム役員は、コートからも交代地域からも直ちに去らなければならない。去った後、そのプレーヤーやチーム役員がチームに関与することは一切許されない。

コートの内外に関係なく、競技時間中のプレーヤーやチーム役員の失格に対して、チームには毎回 2 分間退場が伴う。これは、そのチームがコート上のプレーヤーを 2 分間 1 名減らさなければならないことを意味する (16:3f)。しかし、競技規則 16:9b~d に示した状況でプレーヤーが失格となったならば、コート上のプレーヤーを 4 分間続けて 1 名減らすことになる。

失格により、参加できるプレーヤーやチーム役員の数は減る (16:11b の場合を除く)。しかし、2 分間の退場時間が終了すれば、コート上のプレーヤーの数を戻すことができる。

8:6 および 8:10 に示された状況で失格となった場合、レフェリーは当該の機関に対して報告書を提出し、別途の処分について検討する。処分の結果については、すみやかにチーム責任者および役員 (競技規則解釈 7 を参照) へ伝えなければならない。

一度に行った複数の違反

16の9 競技の再開前に 1 名のプレーヤーまたは 1 名のチーム役員が同時に、あるいは連続して複数の違反をし、それぞれの違反に対する罰則の重さが異なるときは、原則として最も重い罰則だけを適用する。

しかし次のような特例に限って、チームはコート上のプレーヤーを 4 分間減らして競技をしなければならない。

- (a) 2 分間退場となった直後のプレーヤーが、競技の再開前にスポーツマンシップに反する行為をしたとき、そのプレーヤーはさらに 2 分間追加の退場となる (16:3g)。

追加の退場が、そのプレーヤーの 3 回目の退場となる時は、失格としなければならない。

- (b) (直接の、または 3 回目の退場による) 失格となった直後のプレーヤーが、競技の再開前にスポーツマンシップに反する行為をしたとき、チームは罰則を追加され、コート上のプレーヤーを 4 分間減らして競技をすることになる (16:8 の第 2 段落)。
- (c) 2 分間退場となった直後のプレーヤーが、競技の再開前に著しくあるいは極めてスポーツマンシップに反する行為をしたとき、そのプレーヤーはさらに失格 (16:6b) となる。この 2 つの罰則を合わせ、コート上のプレーヤーを 4 分間減らして競技をすることになる (16:8 の第 2 段落)。
- (d) (直接の、または 3 回目の退場による) 失格となった直後のプレーヤーが、競技の再開前に著しくあるいは極めてスポーツマンシップに反する行為をしたとき、チームは罰則を追加され、コート上のプレーヤーを 4 分間減らして競技をすることになる (16:8 の第 2 段落)。

競技時間内の違反行為

- 16 の 10 競技時間内に起こった違反に関するものは、競技規則 16:1, 16:3, 16:6, に示した状況である。この諸規則でいう「競技時間内」とは、延長戦、タイムアウト、すべての休憩時間を含む。7 m スローコンテストに際しては、競技規則 16:6 のみを適用し、著しくスポーツマンシップに反する行為をしたとき、またはスポーツマンシップに反する行為が繰り返されたとき、レフェリーはそのプレーヤーを失格とし、7 m スローコンテストに参加させないようにしなければならない (2:2 の【注】)。

競技時間外の違反

- 16の11 競技時間外に競技会場で、プレーヤーやチーム役員がスポーツマンシップに反する行為、著しくスポーツマンシップに反する行為、または極めてスポーツマンシップに反する行為、無謀な行為（8：6～10を参照）をしたときは、次のように罰則を適用する。

競技の開始前

- (a) スポーツマンシップに反する行為に対しては、競技規則 8：7～8により、警告とする。
- (b) プレーヤーまたはチーム役員が、競技規則 8：6 や 8：10a に該当する行為をした場合、失格とするが、チームは14名のプレーヤーと4名のチーム役員で競技を開始できる。競技規則 16：8 の第2段落に記載した内容は、競技時間中の違反だけに対して適用する。したがって、失格には2分間退場を伴わない。

競技の開始前に違反が起こった時点では不明であったが、違反をした人物が参加していることが競技の開始後に発覚した場合、競技中いつでも直ちにその違反に対する罰則を適用することができる。

競技の終了後

- (c) 報告書を作成する。

第17条 レフェリー

17の1 同等の権限を持つ 2 名のレフェリーが、各競技を担当する。
タイムキーパーとスコアラーがレフェリーを補佐する。

17の2 プレーヤーが競技会場に入ったときから去るまで、レフェリーはプレーヤーとチーム役員の行動を監視する。

17の3 競技の開始前に、レフェリーは使用するコートとゴール、ボールを点検する。レフェリーが使用するボールを決定する
(競技規則第 1 条, 3 : 1)。

両チームが正規のユニホームを着用して競技場にいることもレフェリーは確認する。記録用紙とプレーヤーの服装を確認する。レフェリーは、交代地域にいるプレーヤーとチーム役員の数が制限内であることを確認し、さらに両チームの「チーム責任者」がいて、どの人なのかを確認する。規則に適合しないものは、すべて正さなければならない (4 : 1~2, 4 : 7~9)。

17の4 一方のレフェリーが、もう 1 名のレフェリーとそれぞれのチーム責任者、あるいはその代理としてチーム役員またはプレーヤー (例えばチームキャプテン) の立ち会いのもとにコイントス (10 : 1) を行う。

17の5 原則として、同じ 2 名のレフェリーで競技を管理する。

レフェリーは競技規則に則って競技を行わせ、いかなる違反をも判定しなければならない (ただし、競技規則 13 : 2, 14 : 2 を参照)。

一方のレフェリーが競技を終えることができなくなった場合は、もう一方のレフェリーがひとりで競技を続行させる。

【注】 この条項の第 1, 第 3 段落については大会規定により変更することが許される。

17の6 両レフェリーが1つの違反に対して笛を吹き、どちらのチームの違反としなければならないかについては一致しているが、罰則の重さについて見解が異なる場合には、重い方の罰則を適用する。

17の7 両レフェリーが1つの違反に対して笛を吹いたとき、あるいはボールがコートから出たときに、どちらのチームがボールを所持するかについて両レフェリーの見解が異なった場合は、両レフェリーが協議した末に合意した判定を採用する。どうしても合意に達することができないときは、コートレフェリーの見解を優先する。

この際には、必ずタイムアウトを取らなければならない。両レフェリーは協議を終えた後にはっきりと方向を示し、笛の合図によって競技を再開する（2：8d, 15：5）。

17の8 両レフェリーは得点を管理する。また、警告、退場、失格を記録する。

17の9 両レフェリーは競技時間を管理する。計時の精度に疑いがある場合、レフェリーは協議して決定する（ただし、競技規則2：3も参照）。

【注】 この条項の競技規則17：8, 17：9について大会規定により変更することが許される。

17の10 レフェリーは、競技の終了後に記録用紙が正確に仕上がっていることを確認する。

競技規則8：6や8：10に該当する失格については、報告書を作成しなければならない。

17の11 レフェリーの事実観察や判断に基づく判定は、最終的なものである。

競技規則に従っていない判定だけに対して、異議を申し立てることができる。競技中は、各「チーム責任者」だけがレフェリーに話しかける権利を有する。

17の12 レフェリーには競技を中断、または中止する権限がある。

しかし、競技の中止を決定する前に、続行のためにあらゆることを試みなければならない。

17の13 黒色のユニホームは、本来レフェリーのためのものである。

17の14 レフェリーや TD は、お互いが交信するために、通信機器を使用することができる。この通信機器を採用するかどうかは、大会主催者によって決定する。

第18条 タイムキーパー、スコアラー

18の1 原則としてタイムキーパーが、競技時間、タイムアウト、退場となったプレイヤーの退場時間を管理する。

スコアラーが、チームの登録名簿、記録用紙、競技の開始後に到着したプレイヤーの入場、参加資格のないプレイヤーの入場を管理する。

交代地域におけるプレイヤーの数やチーム役員の数、交代プレイヤーの出入場など、他の任務については協同して遂行する。

必要が生じたとき、通常はタイムキーパー（および TD）が試合を中断しなければならない。

上記の責務を果たすにあたり、タイムキーパーとスコアラーによる適切な競技の中断手順を示した競技規則解釈 7 も参照すること。

18の2 公示時計の設備がない場合、特にタイムアウトの後に、タイムキーパーは競技の経過時間または残り時間を両チームのチーム責任者に通知しておかなければならない。

自動合図装置の付いた公示時計がない場合は、タイムキーパーが前後半や競技の終了時に終了合図を行う（競技規則 2：3 を参照）。

公示時計に退場時間を表示できないときには、退場となったプレイヤーの番号とそれぞれの入場時間を記入したカードを、タイムキーパーがオフィシャル席に掲示する。

ジェスチャー

レフェリーは、フリースローまたはスローインを判定したとき、次に行わなければならないスローの方向を、直ちに示さなければならない（ジェスチャー 7 または 9）。

その後、適用する罰則を示すために、適切なジェスチャーを必ず用いなければならない（ジェスチャー13～14）。

フリースローや 7 m スローの判定に対する理由の説明が有用であろうと思われる場合、ジェスチャー 1～6 と 11 のうち該当するもの 1 つを、インフォメーションのために用いることができる（しかしながら、前もってジェスチャー17 を用いないで、パッシブプレーに対してフリースローを判定したときは、必ずジェスチャー11 を用いなければならない）。

ジェスチャー 12, 15, 16 は、該当する場合に必ず用いる。

ジェスチャー 8, 10, 17 は、レフェリーが必要と考えた場合に用いる。

ジェスチャーの一覧および写真の見出し

1. ゴールエリアへの侵入
2. 不正ドリブル（ダブルドリブル）
3. オーバーステップ、オーバータイム
4. ホールディング、プッシング
5. ハッキング
6. 攻撃側の違反
7. スローイン（方向指示）
8. ゴールキーパースロー
9. フリースロー（方向指示）
10. 3 m の距離の確保
11. パッシブプレー
12. 得点
13. 警告（イエローカード）、失格（レッドカード）
14. 退場（2 分間）
15. タイムアウト
16. タイムアウト中における（「参加資格」のある）2 名のコートへの入場許可
17. パッシブプレーの予告合図

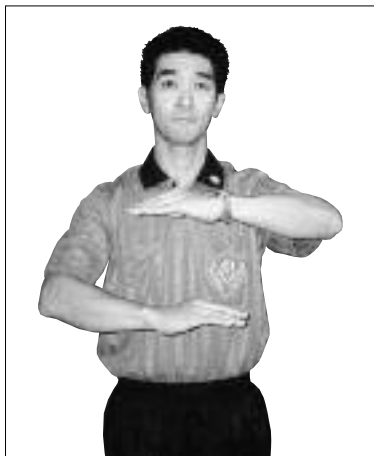
1. ゴールエリアへの侵入



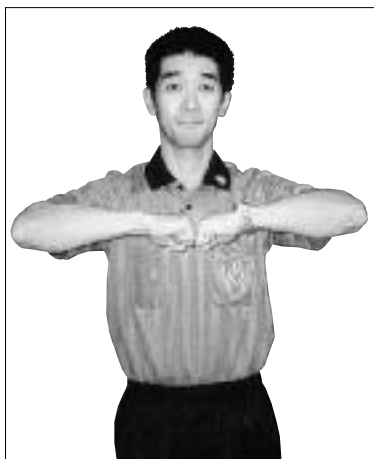
2. 不正ドリブル
(ダブルドリブル)



3. オーバーステップ
オーバータイム



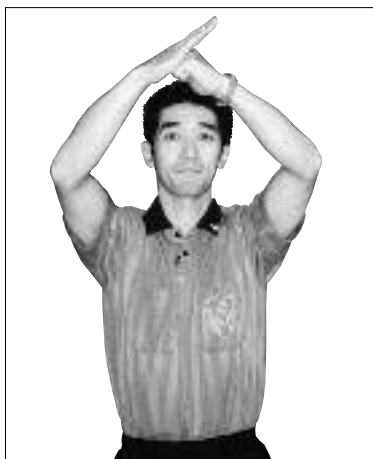
4. ホールディング
プッシング



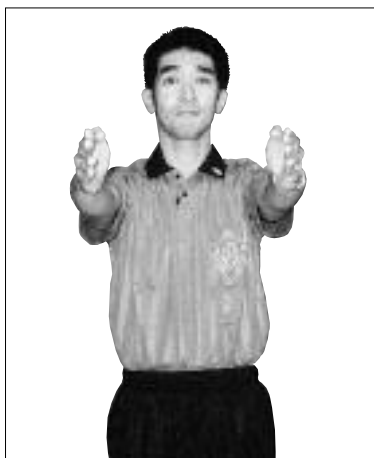
5. ハッキング



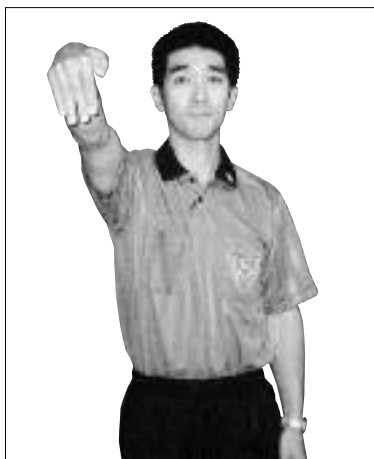
6. 攻撃側の違反 (チャージング)



7. スローイン
(方向指示)



8. ゴールキーパーズロー



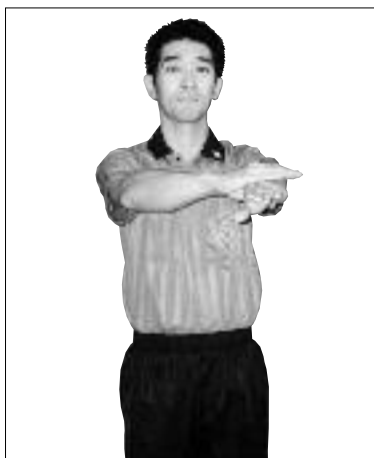
9. フリースロー
(方向指示)



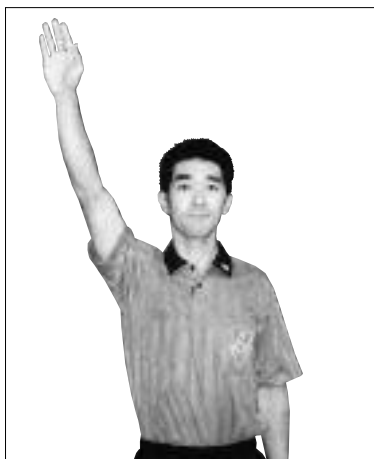
10. 3 m の距離の確保



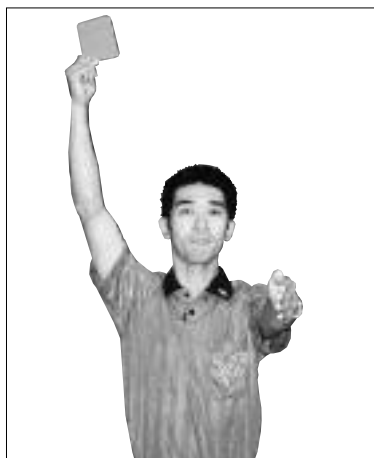
11. パッシブプレー



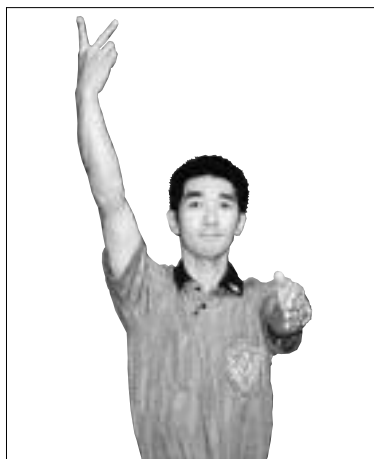
12. 得点



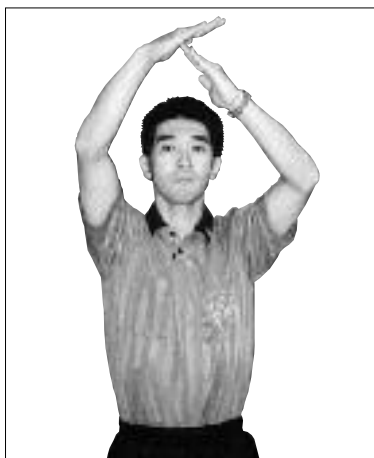
13. 警 告 (イエローカード)
失 格 (レッドカード)



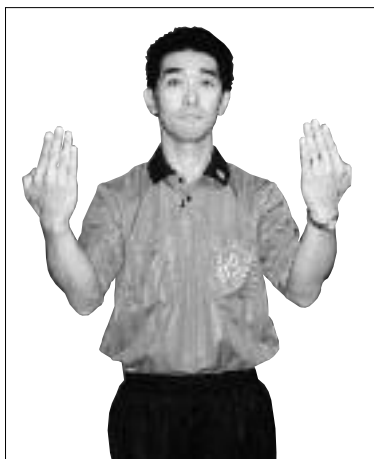
14. 退 場 (2 分間)



15. タイムアウト



16. タイムアウト中における
（「参加資格」のある）2名
のコートへの入場許可



17. パッシブプレーの 予告合図



競技規則解釈

1. 終了合図の後のフリースロー (2:4~6)

競技時間の終了後にフリースローを行う権利のあるチームが、積極的に得点を狙う場面はそれほど多くない。それは、すでに試合の結果が明白であるか、あるいはフリースローを行う位置が相手のゴールからあまりにも離れすぎているからである。競技規則上、厳密にはそのフリースローを行う必要があるが、おおよそ正しい位置にいるプレーヤーがボールを単に床に落とすか、レフェリーに手渡した場合、レフェリーは判断よくスローが行われたものと見なさなければならない。

チームが明らかに得点を狙っている場合、(たとえ機会が非常に小さなものであっても) この機会を認めると同時に、その状況が時間を浪費した、つまらない「舞台」に墮落しないようにしなければならない。これはフリースローを遅滞なく行えるよう、レフェリーが両チームのプレーヤーを確実に素早く正しい位置につかせなければならないことを意味する。プレーヤーの位置と交代に関して、競技規則 2:5 に記載した新規定を必ず適用しなければならない (4:5, 13:7)。

両チームの、罰則に相当する他の違反に対しても、レフェリーは細心の注意を払わなければならない。防御側の執拗な接近に対しては、罰則を適用しなければならない (15:4, 15:9, 16:1b, 16:3d)。さらに、攻撃側プレーヤーもスローの規則にしばしば違反する。例えば、笛が鳴ってからスローをするまでに、1 名または複数名のプレーヤーがフリースローラインを踏み越える (13:7 の第 3 段落) 場合、あるいはスローをするプレーヤーがスローに際して実際に移動する、またはジャンプする (15:1, 15:2, 15:3) 場合などがある。

違反を伴った得点を一切認めないことが、非常に重要なのである。

2. タイムアウト (2:8)

タイムアウトを取らなければならない場合として競技規則 2:8 に示されている場合以外でも、レフェリーは、状況に応じてタイムアウトを取ることができる。タイムアウトを取ることができる典型的な状況として、次のようなものがある。

- (a) コートを拭かなければならない場合など。
- (b) プレーヤーが負傷したと考えられるとき。
- (c) チームが明らかに遅延行為をしているとき。例えば、チームが各種スローの実施に時間をかけている場合や、プレーヤーがボールを遠くへ投げてしまう、あるいは離さない場合。
- (d) ボールが天井やコート上方の付属設備に触れたときに (11:1)、ボールがスローインを行うはずの場所からはるか遠くに行ってしまう、時間の遅れが生じたとき。

レフェリーは、競技の中断に際してタイムアウトを取らなければ、一方のチームに不当な不利益が生じる状況なのかどうかをまず考慮してから、タイムアウトが必要かどうかを判断しなければならない。例えば、競技の終盤に一方のチームが明らかに余裕をもってリードしている場合は、コートを拭く際のわずかな中断のために、タイムアウトを取る必要はないであろう。同様に、タイムアウトを取らなければ不利になるはずのチームが、何らかの理由で自ら競技を遅延させている、あるいは時間を浪費している場合には、タイムアウトを取る理由は全くない。

もう 1 つの重要な要素は中断時間の予測である。負傷による中断時間は予測し難いことが多いので、タイムアウトを取る方が無難である。一方、ボールがコートの外に出たからといって、レフェリーはあまりに急いでタイムアウトを取ってはならない。このような場合には、ボールは大抵すぐに戻って競技ができる状態になるからである。逆にボールがすぐに戻らない場合には、レフェリーは、速やかに予備のボールを競技に用いて、タイムアウトが不要となるようにすることも念頭に置かなければならない (3:4)。

7 m スローを判定したとき、必ずしもタイムアウトを取る必要はなくなった。レフェリーは上述の原則に基づいて判断し、タイムアウトを取ら

なければならないことがある。一方のチームが明らかにスローの実施を遅らせている状況，例えばゴールキーパーやスローを行うプレーヤーが交代する場合には，タイムアウトを必要とすることがある。

3. チームタイムアウト（2：10）

各チームは、正規の競技時間中の前半と後半（延長戦を除く）に各 1 回ずつ、1 分間のチームタイムアウトを取る権利がある。

チームタイムアウトを望むチームは、チーム役員がオフィシャル席に「グリーンカード」を置いて請求しなければならない（このグリーンカードは約 15×20 cm の大きさで、両面に大きく「T」と表示されていることが望ましい）。

（競技中も競技の中断中も）チームがボールを所持しているときにだけ、チームタイムアウトを請求することができる。タイムキーパーが笛を吹くまでの間にボールの所持を失わなければ、そのチームは直ちにチームタイムアウトを与えられる（笛を吹く前に所持を失った場合は、そのグリーンカードをチームに戻す）。

タイムキーパーは笛を吹いて競技を中断し、時計を止める（2：9）。タイムキーパーはタイムアウトの合図（ジェスチャー15）を出し、腕を伸ばしてチームタイムアウトを請求したチーム側を指し示す。チームタイムアウトを請求したチーム側の机上にグリーンカードを据え、タイムアウト中はそのまま立てておく。

レフェリーがチームタイムアウトを認めたならば、タイムキーパーはチームタイムアウト専用の時計を始動させる。スコアラーは、チームタイムアウトの時間を記録用紙の該当欄に記入する。

チームタイムアウト中、プレーヤーとチーム役員は、コートの内外に関係なく、自陣の交代地域付近にいないといけない。両レフェリーはコートの中央で待機するが、そのうちの 1 名は手短な協議のためにオフィシャル席に行くことができる。

競技規則第 16 条に示す罰則を適用する際、チームタイムアウト中は競技時間中であり、(16：10) いかなるスポーツマンシップに反する行為も、競技時間中の違反と同等に判定する。この場合、対象プレーヤーやチーム役員がコートの中にいたか外にいたかは関係ない。したがって、競技規則 8：7～10 に示すスポーツマンシップに反する行為や競技規則 8：6b に該当する行為については、競技規則 16：1～3、16：6～9 に従い、罰則（警告、退場、失格）を判定する。

50 秒経過したときに、競技を 10 秒後に再開しなければならないことを、タイムキーパーが音で合図する。

チームタイムアウトが終了したとき、両チームはいつでも競技を再開できる状態でなければならない。チームタイムアウトが認められたときの状況に相応しいスローで、またボールがインプレー中であった場合は、競技を中断したときにボールがあった場所から、チームタイムアウトを請求したチームのフリースローで、競技を再開する。

レフェリーの笛の合図で、タイムキーパーは時計を始動させる。

4. パッシブプレー (7:11~12)

A 概要

パッシブプレーに関する規則の適用の目的は、魅力に欠ける戦法や意図的な遅延を競技から排除することにある。したがってレフェリーは、競技の初めから終わりまで一定の基準で、「消極的な戦法」を認識して判定しなければならない。

「消極的な戦法」は、攻撃側チームのあらゆる局面で起こる可能性がある。すなわち組立て局面や最終局面で、ボール運びのペースが落ちるときである。

「消極的な戦法」は、次のような状況で比較的起こりやすい。

- ・ 競技の終盤で、チームが僅少差でリードしているとき。
- ・ チームに退場者がいるとき。
- ・ 相手の防御が優れているとき。

以下に記載する状況は単独で起こることはほとんどないが、原則としてレフェリーは状況全体を正しく見極めなければならない。特に、違反のない防御活動の効果に注視しなければならない。

B 予告合図の活用

特に、次のような状況で、レフェリーは予告合図を示さなければならない。

B1 ゆっくりと交代したとき、あるいはボールの運びのペースを落としたとき

典型的な例としては、

- ・ プレーヤーがコート中央付近に立って、交代が完了するのを待っている。
- ・ プレーヤーが（ボールをもてあそんで、あるいは正しい地点が分からないふりをして）フリースローや、（ゴールキーパーからボールを戻すのを遅らせて、中央に向かって意味のないパスを出して、あるいはボールを持ってゆっくり中央へと歩いて）スローオフ、ゴールキーパースロー、スローインの実施に時間をかけており、このチームは、

既にこのような巧みな遅延行為に対して何らかの注意を受けている。

- ・ プレーヤーがドリブルをしながら立ち止まっている。
- ・ 相手が積極的に防御していないにもかかわらず、ボールを自陣のコートへ戻す。

B2 すでに、組立て局面に入った後で、プレーヤーが遅れて交代したとき

典型的な例としては、

- ・ すべてのプレーヤーが、すでに攻撃隊形を整え、
- ・ 準備のパスプレーを行って、チームは組立て局面に入った。
- ・ このような段階になってようやく、チームがプレーヤーの交代をした。

【注】自陣から速攻を仕掛けたチームが、相手陣に入ってからすぐに得点チャンスを作れなかった場合、その段階で速やかにプレーヤーが交代することは許される。

B3 組立て局面の時間が長すぎるとき

チームが狙いを定めた攻撃態勢に入る前に、組立て局面で準備のパスプレーを行うことを、原則として認めなければならない。

組立て局面が長すぎる典型的な例として、

- ・ チームの攻撃が、狙いを定めた攻撃活動に移行していない。

【注】「狙いを定めた攻撃活動」とは、攻撃側チームが戦術的な方法を用いて、防御側に対して空間的に有利な状況を生み出せる形勢にあるときや、組立て局面よりも攻撃のペースを上げているときの状態を特に指す。

- ・ プレーヤーが立ち止まったまま、あるいはゴールから遠ざかりながら、パスを繰り返している。
- ・ 立ち止まったまま、ボールをドリブルしている。
- ・ 攻撃側プレーヤーが相手と対峙したときに、早々と引き下がる、レフェリーが競技を中断するのを待つ、あるいは防御側に対して空間的に有利な状況を作ろうとしない。

- ・積極的な防御活動により、防御側プレイヤーが、相手の自由なボール運びや走行を封じて、攻撃側のペースを上げさせないようにしている。(プレスディフェンス)。
- ・組立て局面が長すぎるとみなす基準の特例として、組立て局面から最終局面にかけて、明らかに攻撃側チームのペースが上がらない状況がある。

C 予告合図の方法

(コートレフェリーまたはゴールレフェリーのどちらかの) レフェリーが、パッシブプレーの発生を察知したときは、ボールを所持しているチームが得点をねらうための位置についていないことを知らせるために、片腕をあげる (ジェスチャー17)。他方のレフェリーも予告合図を出さなければならない。

この合図は、ボールを所持しているチームが得点を狙おうとしない、あるいは競技の再開を繰り返し遅らせているという判断を示すものである。

このジェスチャーは、以下の状況まで続ける

- ・攻撃が終了するまで
- ・予告合図が失効するまで (下記を参照)

一度の攻撃は、チームがボールを所持したときに始まり、チームが得点をあげたとき、あるいはボールの所持を失ったときに終了したとみなす。

通常その攻撃が終了するまで、予告合図は有効である。しかし、攻撃の最中にパッシブプレーの判断を白紙に戻す場合が 2 つあり、その際には予告合図を中止しなければならない。

- ボールを所持しているチームがシュートをし、ボールがゴールまたはゴールキーパーにあたって、もとのチームに戻った (直接ボールを手にした、あるいはそのチームのスローインとなった)。
- 違反やスポーツマンシップに反する行為により、競技規則第16条により防御側チームのプレイヤーまたはチーム役員に罰則を適用した場合。

この 2 つの状況では、ボールを所持しているチームに新たに組立て局面を与えなければならない。

D 予告合図のあと

レフェリーは予告合図を出した後、ボールを所持しているチームに対して、攻撃活動を改める時間を認めなければならない。レフェリーは、年齢層や種別の違いに伴う技術の差について考慮していなければならない。

予告合図を出されたチームには、狙いを定めた攻撃活動の機会が認められる。

組立て局面の後、狙いを定めた攻撃活動を認知できない場合、一方のレフェリーがパッシブプレー（7：11～12）の違反を判定する。（以下の「予告合図を出した後の判断基準」を参照）

【注】 攻撃側チームがシュートチャンスを得て前に移動している最中や、まさにシュートをしようとしているときに、レフェリーはパッシブプレーの判定をしてはならない。

予告合図を出した後、判定を下すまでの**判断基準**

D1 攻撃側チーム

- ・ 攻撃のペースが明らかに上がらない
- ・ 狙いを定めた攻撃活動であると認知されない
- ・ 1 対 1 の動きで、空間的によい位置を狙わない
- ・ ボールをプレーする速度があがらない（例えば、防御側プレーヤーがパスコースを封じている）

D2 防御側チーム

- ・ 防御側チームが、違反のない防御方法で、攻撃のペースをあげることや、狙いを定めた攻撃を阻止している。
- ・ 絶え間ない違反行為により攻撃の流れを止めている場合には、パッシングプレーの判定をしてはならない。

E 補 足

攻撃のペースが上がらない例

- ・ 横方向のプレーばかりで、ゴールに向かっていない
- ・ 防御側プレーヤーの前で斜めに走ることを繰り返し、得点に結びつく動きにつながらない
- ・ 例えば相手と 1 対 1 で対峙するだけ、あるいはゴールエリアラインとフリースローラインの間にいるプレーヤーにパスをするだけで、奥深いところへ向けてプレーしない。
- ・ 2 名のプレーヤーが、明らかに攻撃のペースをあげたり狙いを定めた攻撃活動をしったりせず、パスを繰り返している。
- ・ 全てのポジションで、明らかにペースを上げたり、狙いを定めた攻撃活動をしったりをする意図がなく、パスをしている。

空間的に有利でない 1 対 1 の例

- ・ 防御側プレーヤーが行く手を阻んでいて、突破することができる空間がない状態で、相手と 1 対 1 になっている
- ・ ゴールに向かって突破する意図がなく、相手と 1 対 1 になっている
- ・ フリースローの判定を得るために、相手と 1 対 1 になっている（例えば、突破することができる状態にもかかわらず、「動けない」ふりをしたり、1 対 1 をやめようとする）

違反のない防御行為の例

- ・違反をしようとせず、競技を中断させないように防御している。
- ・2名程度の防御側プレイヤーが攻撃側プレイヤーの進路を封じている。
- ・パスのコースを封じるために前方に移動している。
- ・攻撃側プレイヤーを自陣へ押しもどすような防御動作をしている
- ・攻撃側が相手ゴールから離れた方へパスせざるを得ない状況に追い込んでいる。

5. スローオフ (10:3)

競技規則 10:3 の解説の主旨として、各チームに迅速なスローオフの活用を促す目的を、レフェリーは心に留めておかなければならない。つまり、レフェリーは厳密に考え過ぎないようにし、そしてスローオフを素早く行おうとしているチームの妨害となる、または違反となる種を探してはならないことを意図している。

例えばレフェリーは、メモや他の任務のために、プレーヤーの位置を即座に確認できないことがあってはならない。他のプレーヤーの位置を修正する明らかな必要性がないと見なした場合、スローを行うプレーヤーが正しい位置についたら、コートレフェリーは直ちに笛を吹ける用意をしていなければならない。また、レフェリーがスローオフの笛を吹いたら直ちに、スローを行うプレーヤーの味方のプレーヤーはセンターラインを越えて移動できることを肝に銘じておかなければならない（これは、各種スローの実施における基本原則の例外である）。

スローオフを行うプレーヤーは中央から 1.5 m 以内のセンターラインを踏んで行わなければならない、と競技規則にあるが、レフェリーは神経質になって数 cm にこだわってはならない。いつ、どこでスローオフを行ったのかについて、相手にとって不公平または不明確とならないようにすることが大切である。

加えて、ほとんどのコートにはセンターラインの中央に印が付いていないし、コート中央の広告がセンターラインを分断しているコートさえある。このような場合、スローを行うプレーヤーもレフェリーも、正しい位置を推測する必要があるのは明白であり、したがって正確さをどのように強調しても、非現実的で不適切であろう。

6. 「明らかな得点チャンス」の定義（14：1）

競技規則 14：1 でいう「明らかな得点チャンス」が生じた場合とは、次のような状況を指す。

- (a) 相手のゴールエリアライン付近で、ボールと身体をコントロールしたプレーヤーが、正当な方法では相手の誰もシュートを阻止できない状態で、シュートの好機を得たとき。

これには、攻撃側がまだボールを得ていないが、すぐにボールを受けることができる状況で、防御側は正当な方法では攻撃側がボールを受け取することを阻止できない状況も含まれる。

- (b) ボールと身体をコントロールしたプレーヤーが、ゴールキーパーに向かって独走して（あるいは、ドリブルをしながら独走して）逆襲に転じている状況で、相手のコートプレーヤーは誰も正面から逆襲を阻止できないとき。

これには、攻撃側がまだボールを得ていないが、すぐにボールを受けることができる状況で、競技規則 8：5【注】に示された、ゴールキーパーによる違反行為によって阻止された状況にもあてはまる。特別に、この場合は、防御側プレーヤーの位置は関係ないものとする。

- (c) ゴールキーパーがゴールエリアを離れていて、そこでボールと身体をコントロールした相手が無人のゴールにボールを投げるといふ、誰にも阻止できない明らかな好機を得たとき。

7. タイムキーパーやTDによる競技の中断 (18:1)

競技の中断中に、タイムキーパーや TD がレフェリーに違反を知らせた場合には、中断の理由に相応しいスローで競技を再開する。

インプレー中に、タイムキーパーや TD がレフェリーに違反を知らせるために競技を中断した場合には、以下の条項を適用する。

A プレーヤーの不正交代や不正入場 (4:2~3, 5~6)

タイムキーパー (あるいは TD) は、競技規則 13:2 や 14:2 にあるような、一般的な「アドバンテージルール」を考慮しないで直ちに競技を中断する。このような中断の際、防御側チームの違反によって明らかな得点チャンスが妨害されたときには、競技規則 14:1a により、7 m スローを与える。他の状況であれば、フリースローによって再開する。

違反したプレーヤーには、競技規則 16:3a により罰則を適用する。しかし、競技規則 4:6 に示す状況で、明らかな得点のチャンスであった場合は、8:10b と 16:6b に従い、罰則を適用する。

B 交代地域におけるスポーツマンシップに反する行為など、その他の理由による中断

a タイムキーパーによる中断

タイムキーパーは、次の中断まで待ち、そこでレフェリーに違反を知らせるべきである。

タイムキーパーが競技を中断したが、ボールがインプレー中であった場合には、中断した時にボールを所持していたチームのフリースローにより競技を再開する。防御側チームの違反のために競技が中断され、これにより明らかな得点のチャンスが妨害された場合は、競技規則 14:1b に従い、7 m スローを与える。

(これは、チームタイムアウトの請求があり、タイムキーパーが競技を中断したものの、間違ったタイミングであるという理由でレフェリーがチームタイムアウトを認めないと判断したときも同様である。もし、中断の時、明らかな得点のチャンスであったならば、7 m スローを与えなければならない。)

タイムキーパーにはプレーヤーやチーム役員に対して罰則を与える権利はない。このことは、違反行為を観察していないレフェリーにもあてはまる。このような場合、レフェリーは、口頭での注意のみで、罰則を適用することはできない。しかし、競技規則 8 : 6 あるいは 8 : 10 にあるような、報告を要する違反の場合は、報告書を提出しなければならない。

b TD による中断

TD には（事実観察に基づいてレフェリーが判断した場合を除いて）起こる可能性のある規則違反や交代地域規定の違反についてレフェリーに知らせる権限がある。

TD は競技を直ちに中断することができる。この場合、競技中断となった違反をしたチームの相手チームのフリースローによって競技を再開する。

もし、防御側チームの違反によって競技が中断され、明らかな得点のチャンスを妨害されたときは、競技規則 14 : 1a により、7 m スローを与えなければならない。

レフェリーは、TD の指示に従い、個人に罰則を適用する。

TD による中断の理由が、競技規則 8 : 6 や 8 : 10 にあるような違反行為である場合は、報告書を提出しなければならない。

交代地域規定

1. 交代地域は、サイドラインの外側で、センターラインの延長線から左右方向に各ベンチの終端までであり、場所に余裕があるときはベンチの後方も含む（競技規則の図 1）。

センターラインから3.5 m の位置に、チームベンチの始端を設置する。この位置は「コーチングゾーン」の始端でもある。

チームベンチの前のサイドライン付近（センターラインから少なくとも 8 m）には、いかなる物も置いてはならない。

2. 記録用紙に記載されているプレーヤーとチーム役員だけが、交代地域に入ることができる（競技規則 4：1～2）。

通訳が必要な場合は、チームベンチの後方に席を設ける。

3. 交代地域にいるチーム役員は、スポーツウェアか平服をきちんと着用していなければならない。相手チームのコートプレーヤーと区別しにくい色であってはならない。

4. 競技の開始前から競技中を通じて、タイムキーパーとスコアラーは交代地域の状況を監視してレフェリーを補佐する。

競技の開始前に交代地域について規則違反があれば、それを正すまで競技を開始してはならない。競技中にこのような規則違反が生じた場合、その問題を解決するまで、次の中断の後に競技を再開してはならない。

5. 競技規則の骨子となるフェアプレーとスポーツマンシップの精神に則り、チーム役員は競技中も自チームを指揮し、管理する権限と責任を持つ。原則として、チーム役員はチームベンチに座っていなければならない。

しかし、特に次のような目的の場合に、チーム役員は「コーチングゾーン」の範囲内を行き来することが許される。「コーチングゾーン」とは、ベンチの前であり、会場の都合で可能な場合は、ベンチの真後ろ

を含む。

戦術的な指示を出すことや、治療を行うことを目的として「コーチングゾーン」を利用することができる。原則として、チーム役員のうち1名だけが立ち、行き来することが許される。

チーム役員のうちの1名は、チームタイムアウトの請求を即座に行うために、「コーチングゾーン」を離れることができる。しかし、「コーチングゾーン」を離れ、オフィシャル席の近くに立ち、チームタイムアウトを請求するタイミングを待つことは許されない。

タイムキーパーやスコアラーと話し合う等の特別な場合は、「チーム責任者」だけが「コーチングゾーン」を離れることができる。

原則として、交代地域にいるプレーヤーはベンチに座っていなければならない。

しかしながら、プレーヤーには次のことが許される。

- ・十分な場所があって競技の妨げにならなければ、ベンチの後方でボールを使わずにウォーミングアップをするために行き来すること。

チーム役員もプレーヤーも次のことは許されない。

- ・レフェリーやTD、タイムキーパー、スコアラー、プレーヤー、チーム役員、観衆を挑発、抗議、その他のスポーツマンシップに反する方法（言葉、表情、身振り手振り）で妨害または侮辱すること。
- ・競技に影響を与えるために、交代地域を離れること

チーム役員やプレーヤーは原則として自チームの交代地域に留まるものとする。しかし、チーム役員が交代地域を離れて別の場所へ移動したときは、チームを指揮し管理する権限を失い、その権限を再び得るためには交代地域に戻らなければならない。

さらに原則として、プレーヤーやチーム役員は競技の開始から終了までレフェリーの管理下にあり、プレーヤーやチーム役員がコートや交代地域を離れた場合にも通常どおり罰則に関する競技規則を適用する。

したがって、スポーツマンシップに反する行為や著しくスポーツマンシップに反する行為、極めてスポーツマンシップに反する行為に対しては、コート内や交代地域で行われた場合とそれぞれ全く同等に罰則を適用する。

6. 交代地域規定に違反したとき、競技規則 16 : 1b, 16 : 3d, 16 : 6b により、レフェリーは罰則を適用しなければならない（警告・退場・失格）。

コートとゴールに関するガイドライン

- (a) コート (図 1) は大きさ 40×20 m の長方形である。2 本の対角線の長さを測ってコートを確認しなければならない。コーナーの外側から対角のコーナーの外側までの長さは 44.72 m でなければならない。コート半分の対角線の長さは、各コーナーの外側から対角のセンターラインの中線の外側までで、28.28 m でなければならない。

「ライン」と呼ばれる線を引いてコートを設営する。(ゴールポストの間の) ゴールラインの幅はゴールポストと同じで 8 cm, その他のラインの幅はすべて 5 cm である。コート内で隣接する領域を区画するラインの代わりに、隣接する領域の床の色を変えることもできる。

- (b) ゴールの前にあるゴールエリアは、 3×6 m の長方形と、その左右に接合する半径 6 m の 2 つの四分円から成る。まず、ゴールラインと平行に、ゴールラインの後端からゴールエリアラインの前端までの距離が 6 m となるように、長さ 3 m の直線を引く。この直線の両端と接続するように、各ゴールポストの後内角を中心とした半径 6 m の四分円弧を 2 つ引く。ゴールエリアを区画する 1 本の直線と 2 つの四分円弧を合わせて、ゴールエリアラインと呼ぶ。2 つの四分円弧とアウターゴールラインの交点 2 つの間の距離は、外側で 15 m となる (図 5)。

- (c) 破線のフリースローライン (9 m ライン) は、ゴールエリアラインより 3 m 外側に、ゴールエリアラインと平行に、そしてこれと同心円状に引く。線の長さも間隔も 15 cm である。線をそれぞれ直角に、そして放射状に切り離さなければならない。曲線部分での長さは、外側の弦で測る (図 5)。

- (d) 長さ 1 m の 7 m ラインは、ゴールラインの後端から 7 m ラインの前端までの距離が 7 m となるように、ゴールの正面にゴールラインと平行に引く (図 5)。

(e) ゴールの正面にあるゴールキーパーライン (4 m ライン) は長さ 15 cm である。ゴールラインの後端から 4 m ラインの前端までの距離が 4 m となるように、ゴールラインと平行に引く。すなわち、両ラインの幅も 4 m の距離の中に含まれることになる。

(f) プレーイングエリアの周囲には、サイドラインに沿って幅 1 m 以上の、アウターゴールラインの後方に幅 2 m 以上の安全地帯を設けなければならない。

(g) 各アウターゴールラインの中央にゴール (図 2) を設置する。床またはゴール後方の壁面に、ゴールをしっかりと固定しなければならない。ゴールは内りのりで高さ 2 m、幅 3 m である。ゴールの枠は長方形でなければならず、内りのりの対角線の長さが 360.5 cm となることを意味する (360 cm 以上 361 cm 以下で、1 つのゴールにおいて誤差は 0.5 cm 以内でなければならない)。

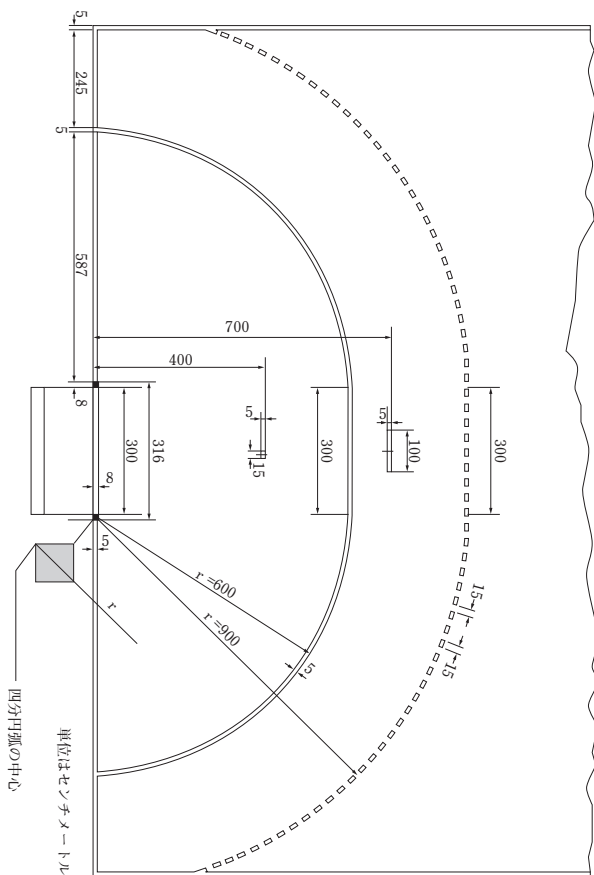
ゴールポストの後面はゴールライン (およびアウターゴールライン) の後端に一致し、したがってゴールポストの前面はアウターゴールラインより 3 cm 前に位置することになる。

ゴールポストおよび、これを連結するクロスバーは、同質の素材 (木材、軽金属、合成物質など) で作られ、その断面は角を半径 4 ± 1 mm の円で丸めた 1 辺 8 cm の正方形である。また、コートから見えるゴールポストとクロスバーの 3 面を、対照的な 2 色で帯状に塗り、背景からも目立つようにしなければならない。同じコート上の 2 つのゴールは同色でなければならない。

ゴールポストとクロスバーが連結している角は、それぞれの方向に 28 cm の長さで同色に塗る。他のすべての部分は幅 20 cm の帯状に色を塗る。ゴールに入ったボールがすぐに跳ね返ってきたり、ゴールの外に抜け出たりしないように、ゴールネットと呼ばれる網をゴールに張らなければならない。必要なら、ゴールラインより後方のゴール内に、追加のネットを張ることもできる。ゴールラインから 60 cm 以上、約 70 cm 離れた位置に、この追加のネットを張らなければならない。

- (h) ゴールネットの奥行きは、上部でゴールラインから後方に 0.9 m, 下部で 1.1 m, 誤差はいずれも 0.1 m でなければならない。網目は 10×10 cm 以下でなければならない。少なくとも 20 cm ごとに、ネットをゴールポストとクロスバーに固定しなければならない。ボールがゴールネットと追加のネットの間に入ってしまうように、2 つのネットを互いに結んでもよい。
- (i) アウターゴールライン中央付近で、ゴールの後方へ約 1.5 m 離れたところに、幅 9～14 m, 床から高さ 5 m の垂直な防球ネットを張らなければならない。
- (j) 片方のサイドライン付近の、交代地域の中央にオフィシャル席を設置する。机の長さは 4 m 以下で、視界を確保するためにコート of 床より 30～40 cm 高く設置しなければならない。
- (k) 許容誤差の詳記がある場合を除いて、上記すべての測定値は国際標準化機構規準（1989年 ISO 2768-1）に適合していなければならない。
- (l) ハンドボールのゴールは、(財)日本ハンドボール協会競技用具検定規程に適合していなければならない。

図5 ゴールエリアとその周辺



平成22年 7 月 1 日 初版発行

(不許複製) 定価 1,300円 (税別)

発行者
編集者

川 上 憲 太

印刷所

株式会社 学 術 社

〒115-0055 東京都北区赤羽西 6-31-5

電 話 03 (5924) 1233 (代)

発行所

(財) 日本ハンドボール協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1

岸記念体育会館

電 話 03 (3481) 2361 (代)

FAX 03 (3481) 2367

ISBN 4-931333-10-9 C2075 P1300E